

# 検定時報

平成 30 年 3 月

目次



検定・受託評価等関連の改正等…………… 1

I S O 国際会議報告（平成29年）…………… 33

（別冊）

- ・型式承認状況（平成29年）…………… 1
- ・型式変更承認状況（平成29年）…………… 9
- ・品質評価型式評価適合状況（平成29年）…………… 11
- ・品質評価型式変更評価適合状況（平成29年）…………… 19
- ・認定評価型式評価適合状況（平成29年）…………… 20
- ・認定評価型式変更評価適合状況（平成29年）…………… 22
- ・特定機器評価型式評価適合状況（平成29年）…………… 23



検定・受託評価等関連の改正等

中継器の検定細則の一部を改正する規程を次のように定める。

平成29年3月17日

日本消防検定協会  
理事長 坂井 秀司

中継器の検定細則の一部を改正する規程

中継器の検定細則（昭和60年10月1日）の一部を次のように改正する。

第1章第2中「暗誦」を「暗証」に改める。

第1章第2，5中「次のもの」を「次のものをいい、難燃性の外箱に塗装等した外箱の場合にあっては、その状態での性能を有するもの」に改め、同6(1)中ア及びイを削り、同6(1)に次の表を加える。

	種 別	電流容量	備 考
よ り 線	0.3 mm <sup>2</sup>	2.1 A	0.3 mm <sup>2</sup> 未満の電線の電流密度は 7 A/mm <sup>2</sup> とする。
	0.5	3.5	
	0.75	4.9	
	1.25	8.4	
	2.0	11.9	
	3.5	16.1	
単 線	5.5	24.5	0.5 mmφ未満の電線の電流密度は 9 A/mm <sup>2</sup> とする。
	0.5 mmφ	1.8 A	
	0.65	2.5	
	1.0	6.4	

第1章第2，8中「充電部は、電気用品の技術上の基準を定める省令別表第4に規定されている試験指が外部から触れない構造とする。ただし、受信用空中線のコネクタ接続部及び空中線は除くものとする」を「充電部（受信用空中線のコネクタ接続部及び空中線を除く。）は、電気用品安全法（昭和36年法律第234号。以下「電安法」という。）に基づく試験指が外部から触れない構造とする」に改め、同15(4)カ(イ)後段を削り、同15(4)カに次を加える。

(ウ) 測定は、水平偏波及び垂直偏波のそれぞれについて、測定用アンテナを床面に対し垂直及び水平に設置して行う。この場合において、設置時に電波の通信状態を確認できる機能を有するものについては、申請者の設計に基づく偏波で、電界強度の最大及び最小方向において、設計値（最大値及び最小値）

以上となることの確認とすることができる。

第1章第2, 15(4)キ(イ)後段を削り、同15(4)キに次を加える。

- (ウ) 測定は、水平偏波及び垂直偏波のそれぞれについて、測定用アンテナを床面に対し垂直及び水平に設置して行う。この場合において、設置時に電波の通信状態を確認できる機能を有するものについては、申請者の設計に基づく偏波において行うことができる。

第1章第2, 15(8)を同15(9)とし、同15(7)を同15(8)とし、同15(6)を同15(7)とし、同15(5)の次に次のように加える。

- (6) 「これに類する機能」とは、定期通信確認機能（無線式中継器の通信状態を一定時間（申請された時間をいう。以下「設計時間」という。）以内に1回以上の割合で確認し、通信状態が減退している場合にその旨の異常警報を発するものをいう。以下同じ。）等をいう。

第1章第6, 5(2)ウを次のように改める。

- ウ リン青銅、黄銅若しくは洋白で接点圧力が3N以上のもの又は銀若しくは銀酸化カドミウム（貼り、クラッド又はめっきのものを含む。）で接点圧力が0.35N以上のもの

第1章第6, 5(2)エを次のように改める。

- エ リン青銅、黄銅、洋白、銀又は銀酸化カドミウム（貼り、クラッド又はめっきのものを含む。）でキーボードスイッチ等、指で押す力が接点圧力となる押しボタンスイッチにあつては、接点圧力の規定は適用しない。

第1章第6, 5(2)に次のように加える。

- カ 電源スイッチに用いるスイッチにあつては、上記アからウ又は次のもの（試験は、スイッチを閉状態とし、かつ非通電状態で行うものとする。）

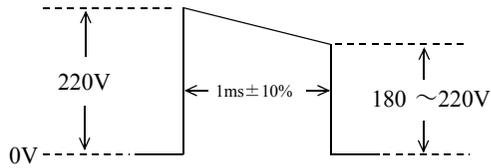
- (ア) 火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令（昭和56年自治省令第17号）第22条第1項の腐食試験を行った場合のスイッチの接触抵抗値について、機能上支障ないことを証明したスイッチ

- (イ) J I S C 6 0 0 6 8 - 2 - 4 2 の二酸化硫黄試験において、ガス濃度25ppm、温度 $40 \pm 2^{\circ}\text{C}$ 、相対湿度 $80 \pm 5\%$ 及び試験時間96時間の試験を行った場合のスイッチの接触抵抗値について、機能上支障ないことを証明したスイッチ

- (ウ) J I S C 6 0 0 6 8 - 2 - 4 3 の硫化水素試験において、ガス濃度10ppm、温度 $40 \pm 2^{\circ}\text{C}$ 、相対湿度 $80 \pm 5\%$ 及び試験時間96時間の試験を行った場合のスイッチの接触抵抗値について、機能上支障ないことを証明したスイッチ

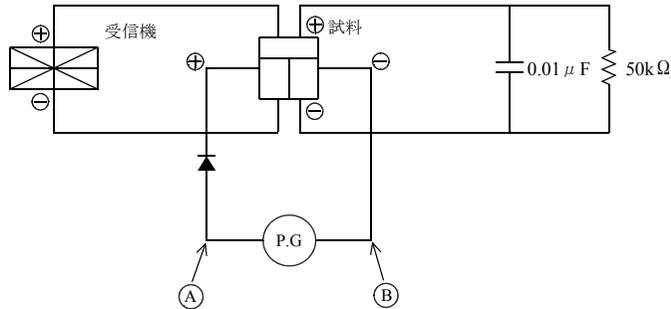
第 1 章第 1 2 (4) 中

「



パルス幅は、110Vの箇所です±10%以内とする。

試験回路の例

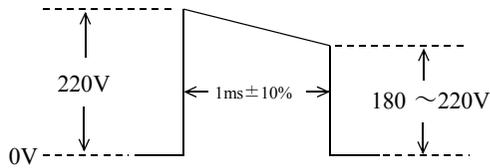
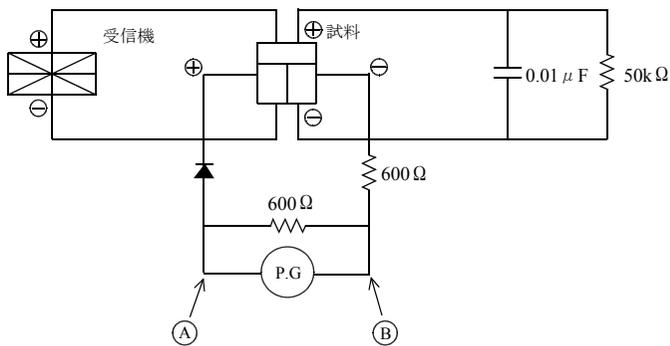


」を

「

試験回路の例

(音響装置を接続する端子)



パルス幅は、110Vの箇所です±10%以内とする。

」に改める。

第3章第9に次を加える。

- 4 附属装置に係るソフトウェアについて、軽微変更をしようとする者は、主機能に有害な影響を及ぼすおそれがない旨の検証を担当部署で実施した後、軽微変更届を提出するものとする。

別表1を次のように改める。

別表1 欠点表 (例示)

	致命欠点	第1欠点	第2欠点	第3欠点
区分	人体に障害を及ぼすおそれのあるもの又は機器等の基本的機能を果たさないもの	致命欠点に該当しない機器等の機能に重大な支障を生じるおそれのあるもの	致命欠点及び第1欠点に該当しないもので機器等の機能に支障を生じるおそれのあるもの、機器等の構造(機器に支障を生じるおそれのないものに限る。)が型式承認されたものと異なるもの又は使用に際し機器等の機能に支障を生じるおそれのある表示に誤りがあるもの	致命欠点、第1欠点及び第2欠点に該当しない軽微な支障のあるもの
中継器	(絶縁抵抗・耐力関係) 交流電源入力と外箱との間が短絡状態である。	(絶縁抵抗・耐力関係) ① 定格回路電圧が60ボルトを超える場合において、絶縁抵抗値が規定値未満である。 ② 定格回路電圧が60ボルトを超える場合において、絶縁耐力試験において規定の時間耐えられない。	(絶縁抵抗・耐力関係) ① 定格回路電圧が60ボルト以下の場合において、絶縁抵抗値が規定値未満である。 ② 定格回路電圧が60ボルト以下の場合において、絶縁耐力試験において規定の時間耐えられない。	
	(一般機能関係) ① 初めから監視状態にならない。 ② 初めから火災信号が発信状態である。 ③ 火災信号を受信し、その信号を受信機又は他の中継器に発信(火災信号を受信機に発信しないで消火設備、排煙設備、警報装置その他これらに類する装置(以下「消火設備等」という。)に発信するものにあ	(一般機能関係) ① 初めから火報機能が作動状態である。(火災信号が発信状態である場合を除く。) ② 初めから故障信号が作動状態である。(火災信号を発信することができる場合に限る。) ③ 設備作動信号を受信し、その信号を受信機又は他の中継器に発信しない。(致命欠点に該当する場合を	(一般機能関係) ① 初めから附属装置が作動状態である。 ② 初めから故障信号が作動状態である。(附属装置に係る信号の場合に限る。) ③ 予備電源の充電ができない。 ④ 電源灯その他の火報機能に係る状態表示灯が点灯しない。 ⑤ 火災信号を受信したとき、外部接続の附属機器に	(一般機能関係) 電源灯その他の表示灯の複数電球のうち一部が点灯しない。

<p>っては、当該消火設備等への発信とする。以下同じ。) しない。</p> <p>④ 設備作動信号のみを受信するもので、その信号を受信機又は他の中継器に発信しない。</p> <p>⑤ 電池の寿命期限を満足しない消費電流が流れる。</p>	<p>除く。)</p> <p>④ 発信機への作動確認信号を伝達しない。</p> <p>⑤ 発信機等と通話ができない。</p> <p>⑥ 発信機からの信号で蓄積機能を解除しない。</p> <p>⑦ 蓄積式の回線が非蓄積式として作動する。</p> <p>⑧ 固有信号のアドレス番号が異なる。</p> <p>⑨ 注意表示をする程度に達した旨の火災情報信号を受信したとき、当該信号を受信機に発信しない。</p> <p>⑩ 消費電流が設計値の105%を超える。(電池の寿命期限を満足しない場合を除く。)</p> <p>⑪ 断線、短絡、異常等の信号(火報機能に係るものに限る。)を受信したとき、その旨を発信しない。</p> <p>⑫ 感度設定装置又は感度固定装置を操作したとき、機能が正常に作動しない。(火災信号を発信することができるものに限る。)</p>	<p>その旨の信号を移報しない。</p> <p>⑥ 受信機又は他の中継器からの制御信号を受信したとき、消火設備等その他の火報機能に係る装置にその旨の信号を送信しない。</p> <p>⑦ 附属装置の機能等が不良である。(火報機能に影響を及ぼす場合を除く。)</p> <p>⑧ 保持すべき火報機能に係る表示状態が保持できない。</p> <p>⑨ 受信機から復旧操作を行ったとき、復旧しない。</p> <p>⑩ 火報機能による表示灯が点灯しない。</p> <p>⑪ 音響装置が鳴動しない。(音圧が50dB未満である。)</p> <p>⑫ 消費電流が設計値を超え設計値の105%以下である。(電池の寿命期限を満足しない場合を除く。)</p> <p>⑬ 断線、短絡、異常等の信号(第1欠点に掲げるものを除く。)を受信したとき、その旨を発信しない。</p> <p>⑭ 感度設定装置又は感度固定装置を操作したとき、機能が正常に作動しない。(火報機能に影響のないものに限る。)</p>
<p>(蓄積時間、遅延時間その他)</p> <p>① 火災信号の受信開始から発信開</p>	<p>(蓄積時間、遅延時間その他)</p> <p>① 受信時間が6秒を超え10秒以下</p>	<p>(蓄積時間、遅延時間その他)</p> <p>① 受信時間が5秒を超え6秒以下</p>

<p>始までの時間 (以下「受信時間」という。) 10秒を超える。 ② 蓄積時間が公称蓄積時間(以下「規定値」という。)の2倍を超える。 ③ 遅延時間が120秒を超える。</p>	<p>下である。 ② 蓄積時間が規定値の下限値の80%未満又は上限値の120%若しくは60秒を超え規定値の2倍以下である。 ③ 遅延時間が標準遅延時間の60秒を超え120秒以下である。</p>	<p>である。 ② 蓄積時間が規定値の下限値の80%以上下限値未満又は上限値を超え上限値の120%以下である。(ただし、60秒を超える場合を除く。) ③ 遅延時間が標準遅延時間の75%未満又は125%を超える。(ただし、60秒を超える場合を除く。)</p>	
<p>(試験機能関係) 火災表示試験、導通試験、注意表示試験等に係る装置を操作中に他の回線からの火災信号を受信し、受信機又は他の中継器に発信しない。</p>	<p>(試験機能関係) ① 試験装置(火災表示試験、導通試験、注意表示試験、ガス漏れ表示試験、予備電源試験、無線設備発信状態確認等に係る装置をいう。以下同じ。)を操作したとき、機能が正常に作動しない。(火災信号を発信することができる場合に限る。) ② 自動試験機能又は遠隔試験機能が正常に作動しない。(火災信号を発信することができる場合に限る。)</p>	<p>(試験機能関係) ① 自動試験機能又は遠隔試験機能が正常に作動しない。(当該試験機能を除く火報機能に影響のないものに限る。) ② ロータリスイッチのつまみの位置ずれがある。 ③ 電気計器の精度が許容差を超え許容差の2倍以下である。 ④ 電気計器が機能不良である。</p>	
<p>(構造関係) 火災信号を受信し、その信号を受信機、その他の中継器又は消火設備等に発信しない又はそのおそれのある断線、接触不良、部品の欠落その他の致命的な不良がある。</p>	<p>(構造関係) 火災信号を受信し、その信号を受信機、その他の中継器又は消火設備等に発信する機能に影響を及ぼすおそれのある部品取付等重不良がある。</p>	<p>(構造関係) ① 火報機能(火災信号を発信を発信する機能を除く。)に影響を及ぼすおそれのある部品取付等軽不良がある。 ② 附属装置の機能に影響を及ぼすおそれのある部品不良又は部品取付等重不良がある。(火報機能に影響のないものに限る。)</p>	<p>(構造関係) ① 火報機能又は試験装置機能に影響を及ぼすおそれのない部品取付等軽不良がある。 ② 附属装置の機能に影響を及ぼすおそれのある部品不良又は部品取付等軽不良がある。(火報機能に影響のないものに限る。) ③ 機能に影響を</p>

			る。) ③ 火報機能に影響を及ぼすおそれのある傷又は異物の残留がある。 ④ 機能に影響を及ぼすおそれのある錆がある。	及ぼすおそれのない錆がある。
		(表示関係) 火災信号を受信し、発信する機能に重大な支障を生じるおそれのある表示の誤記又は未記入がある。	(表示関係) ① 規格、細則等に規定されている表示の誤記又は未記入がある。(第1欠点に該当するものを除く。) ② 火災信号を受信し、発信する機能に支障を生じるおそれのある表示の誤記又は未記入がある。	(表示関係) 第1欠点又は第2欠点に該当しない表示の誤記、未記入、又は不鮮明なものがある。

※ この表における用語の意義は、次によるものとする。

- (1) 火災信号 火災表示信号、火災表示若しくは注意表示をする程度に達した旨の火災情報信号又はガス漏れ信号を含む。
- (2) 火報機能 火災報知設備又はガス漏れ火災警報設備としての監視、警報、火災表示試験、注意表示試験、導通試験、自動試験機能、遠隔試験機能等の機能をいう。
- (3) 火災表示 主音響装置、副音響装置、火災灯、ガス漏れ灯、地区表示装置、地区音響鳴動装置等をいう。
- (4) 注意表示 注意灯、注意音響装置、注意に係る地区表示装置等をいう。
- (5) 附属装置 火災機能に係る装置以外で機器に組み込まれる装置をいう。
- (6) 附属機器 火災機能に係る装置以外で機器に組み込まれない機器をいう。
- (7) 部品取付等重不良 部品に係る損傷若しくは過不足、配線に係る断線、接続不良、はんだ付忘れ、てんぷらはんだ若しくはラッピング不良(ゆるみ又は回数が3未満)その他不良をいう。
- (8) 部品取付等軽不良 部品の取付状態不良、配線状態不良、ゆるみ止め忘れ、配線に係るはんだ付不良(はんだ付忘れ及びてんぷらはんだを除く。)若しくはラッピング不具合(回数が3以上6未満)、ヒューズの容量違いその他の不良をいう。

附 則 (平成29年3月17日)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。





受信機の検定細則の一部を改正する規程を次のように定める。

平成 29 年 3 月 17 日

日本消防検定協会  
理事長 坂井 秀司

受信機の検定細則の一部を改正する規程

受信機の検定細則（昭和 60 年 10 月 1 日）の一部を次のように改正する。

第 1 章第 1 中「暗誦」を「暗証」に改める。

第 1 章第 1，5 中「次のもの」を「次のものをいい、難燃性の外箱に塗装等した外箱の場合にあっては、その状態での性能を有するもの」に改め、同 6 (1) 中ア及びイを削り、同 6 (1) に次の表を加える。

	種別	電流量	備 考
よ り 線	0.3 mm <sup>2</sup>	2.1 A	0.3 mm <sup>2</sup> 未満の電線の電流密度は 7 A/mm <sup>2</sup> とする。
	0.5	3.5	
	0.75	4.9	
	1.25	8.4	
	2.0	11.9	
	3.5	16.1	
	5.5	24.5	
単 線	0.5 mm φ	1.8 A	0.5 mm φ未満の電線の電流密度は 9 A/mm <sup>2</sup> とする。
	0.65	2.5	
	1.0	6.4	

第 1 章第 1，8 中「充電部は、電気用品の技術上の基準を定める省令別表第 4 に規定されている試験指が外部から触れない構造とする。ただし、受信用空中線のコネクタ接続部及び空中線は除くものとする。」を「充電部（受信用空中線のコネクタ接続部及び空中線を除く。）は、電気用品安全法（昭和 36 年法律第 234 号。以下「電安法」という。）に基づく試験指が外部から触れない構造とする。」に改め、同 15 (1) ただし書きを削る。

第 1 章第 2，9 (2) ウを次のように改める。

ウ リン青銅、黄銅若しくは洋白で接点圧力が 3 N 以上のもの又は銀若しくは銀酸化カドミウム（貼り、クラッド又はめっきのものを含む。）で接点圧力が 0.35 N 以上のもの

第1章第2，9(2)エを次のように改める。

エ リン青銅、黄銅、洋白、銀又は銀酸化カドミウム（貼り、クラッド又はめっきのものを含む。）でキーボードスイッチ等、指で押す力が接点圧力となる押しボタンスwitchにあつては、接点圧力の規定は適用しない。

第1章第2，9(2)に次のように加える。

カ 電源スイッチに用いるswitchにあつては、上記アからウまでのもの又は次のもの（試験は、switchを閉状態とし、かつ非通電状態で行うものとする。）

(ア) 火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令（昭和56年自治省令第17号）第22条第1項の腐食試験を行った場合のswitchの接触抵抗値について、機能上支障ないことを証明したswitch

(イ) JISC60068-2-42の二酸化硫黄試験において、ガス濃度25ppm、温度40±2℃、相対湿度80±5%及び試験時間96時間の試験を行った場合のswitchの接触抵抗値について、機能上支障ないことを証明したswitch

(ウ) JISC60068-2-43の硫化水素試験において、ガス濃度10ppm、温度40±2℃、相対湿度80±5%及び試験時間96時間の試験を行った場合のswitchの接触抵抗値について、機能上支障ないことを証明したswitch

第1章第6，1(1)イ中「区分鳴動中に」を「区分鳴動の状態にある間に」に、「全館鳴動状態」を「全館鳴動の状態」に改め、ただし書きを削り、同1(1)に次のように加える。

ウ 区分鳴動の状態から全館鳴動の状態に移行させる機能を停止させるswitchを設けるものにあつては、受信機の内部に設けること。ただし、当該switchを2以上の操作又は暗証番号によらなければ操作できないように措置したものを受信機の前面に設ける場合は、内部と同等として扱うものとする。

第1章第6，1(2)を同1(3)に、同1(1)を同1(2)とし、同1(2)の前に次を加える。

(1) 全館鳴動方式（規則第24条第5号又は第5号の2に規定する全区域に鳴動する方式をいう。）の機能を有しなければならない。

第1章第13，5(5)ア(イ)後段を削り、同5(5)アに次を加える。

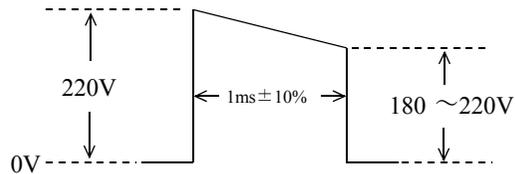
(ウ) 測定は、水平偏波及び垂直偏波のそれぞれについて、測定用アンテナを床面に対し垂直及び水平に設置して行う。この場合において、設置時に電波の通信状態を確認できる機能を有するものについては、申請者の設計に基づく偏波で、電界強度の最大及び最小方向において、設計値（最大値及び最小値）以上となることの確認とすることができる。

第1章第13，5(5)イ(イ)後段を削り、同5(5)イに次を加える。

(ウ) 測定は、水平偏波及び垂直偏波のそれぞれについて、測定用アンテナを床面に対し垂直及び水平に設置して行う。この場合において、設置時に電波の通信状態を確認できる機能を有するものについては、申請者の設計に基づく偏波において行うことができる。

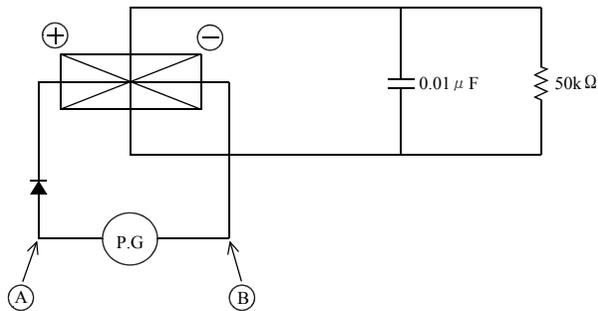
第1章第19(4)中

「



パルス幅は、110Vの箇所で $\pm 10\%$ 以内とする。

試験回路の例

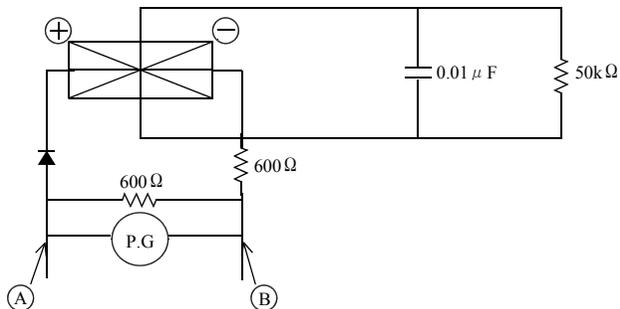


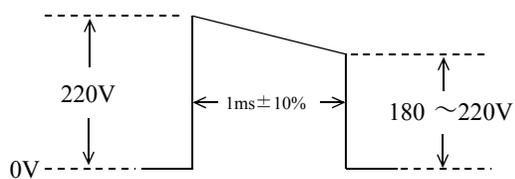
」を

「

試験回路の例

(音響装置を接続する端子)





パルス幅は、110Vの箇所で±10%以内とする。 」に改める。

第3章第9に次を加える。

- 4 附属装置に係るソフトウェアについて、軽微変更をしようとする者は、主機能に有害な影響を及ぼすおそれがない旨の検証を担当部署で実施した後、軽微変更届を提出するものとする。

別表1を次のように改める。

別表1 欠点表 (例示)

	致命欠点	第1欠点	第2欠点	第3欠点
区分	人体に障害を及ぼすおそれのあるもの又は機器等の基本的機能を果たさないもの	致命欠点に該当しない機器等の機能に重大な支障を生じるおそれのあるもの	致命欠点及び第1欠点に該当しないもので機器等の機能に支障を生じるおそれのあるもの、機器等の構造(機能に支障を生じるおそれのないものに限る。)が型式承認されたものと異なるもの又は使用に際し機器等の機能に支障を生じるおそれのある表示に誤りがあるもの	致命欠点、第1欠点及び第2欠点に該当しない軽微な支障のあるもの
受信機	(絶縁抵抗・耐力関係) 交流電源入力と外箱との間が短絡状態である。	(絶縁抵抗・耐力関係) ① 定格回路電圧が60ボルトを超える場合において、絶縁抵抗値が規定値未満である。 ② 定格回路電圧が60ボルトを超える場合において、絶縁耐力試験において規定の時間耐えられない。	(絶縁抵抗・耐力関係) ① 定格回路電圧が60ボルト以下の場合において、絶縁抵抗値が規定値未満である。 ② 定格回路電圧が60ボルト以下の場合において、絶縁耐力試験において規定の時間耐えられない。	
	(一般機能関係) ① 初めから監視状態にならない。 ② 初めから火災表示状態である。 ③ 火災信号を受信したとき、火災表示しない。 ④ 火災信号を受信したとき、地区音響装置にその旨の信号を送信しない。	(一般機能関係) ① 初めから火報機能(火災表示を除く。)が作動状態である。 ② 初めから故障表示が作動状態である。(火災表示ができるものに限る。) ③ 初めから注意灯、注意音響装置又は地区表示装置(以下「注意表示」という。)が作動状態である。 ④ 地区音響停止	(一般機能関係) ① 初めから附属装置が作動状態である。 ② 初めから故障表示が作動状態である。(火報機能に影響のないものに限る。) ③ 予備電源の充電ができない。 ④ 電源灯、スイッチ注意灯その他の火報機能に係る状態表示灯(地区音響停止スイッチの移行を停止する	(一般機能関係) 電源灯その他の表示灯の複数電球のうち一部が点灯しない。

- スイッチの移行を停止する装置が不良である。
- ⑤ 発信機からの信号で蓄積機能を解除しない。
- ⑥ 蓄積式の回線が非蓄積として作動する。
- ⑦ 2信号式受信機が第1報の火災信号を受信したとき、副音響装置が鳴動しない。
- ⑧ 設備作動信号を受信したとき、設備作動表示をしない。(火報機能に影響のないものに限る。)
- ⑨ 注意表示をする程度に達した旨の火災情報信号を受信したとき、注意表示をしない。
- ⑩ 音響装置が逐次鳴動をしない。
- ⑪ 火災信号を受信したとき、火報機能に係る装置(地区音響装置を除く。)にその旨の信号を送信しない。
- ⑫ 発信機への作動確認信号を返信しない。
- ⑬ 発信機等と通話ができない。
- ⑭ 住棟受信機への火災信号、ガス漏れ信号に係る移報及び導通が不良である。
- ⑮ 地区音響装置が区分鳴動又は全館鳴動しない。
- ⑯ 断線、短絡、異常等の信号(火報機能に係るものに限る。)を受信したとき、その旨を表示しない。
- 装置を除く。)が作動しない。(火災表示及び注意表示ができるものに限る。)
- ⑤ 火報機能に係る表示の復旧操作を行ったとき、復旧しない。
- ⑥ 発信機作動表示灯が点灯しない。
- ⑦ 火災信号を受信したとき、附属機器にその旨の信号を移報しない。
- ⑧ 附属装置の機能等が不良である。(火報機能に影響のないものに限る。)
- ⑨ 保持すべき表示状態が保持できない。
- ⑩ 火災信号を受信したとき、消火設備、排煙設備等その他の装置にその旨の信号を送信しない。
- ⑪ 断線、短絡、異常等の信号(第1欠点に掲げるものを除く。)を受信したとき、その旨を表示しない。
- ⑫ 感度設定装置又は感度固定装置を操作したとき、機能が正常に作動しない。(火報機能に影響のないものに限る。)

	<p>⑰ 感度設定装置又は感度固定装置を操作したとき、機能が正常に作動しない。(火災表示ができるものに限る。)</p>		
<p>(蓄積時間、遅延時間その他)</p> <p>① 火災信号の受信開始から火災表示までの時間(以下「受信時間」という。)が10秒を超える。</p> <p>② 蓄積時間が公称蓄積時間の2倍を超える。</p> <p>③ 遅延時間が120秒を超える。</p>	<p>(蓄積時間、遅延時間その他)</p> <p>① 受信時間が6秒を超え10秒以下である。</p> <p>② 蓄積時間が規定値の下限値の80%未満若しくは上限値の120%を超え公称蓄積時間の2倍以下又は60秒を超える。</p> <p>③ 遅延時間が60秒を超え120秒以下である。</p>	<p>(蓄積時間、遅延時間その他)</p> <p>① 受信時間が5秒を超え6秒以下である。</p> <p>② 蓄積時間が規定値の下限値の80%以上下限値未満又は上限値を超え上限値の120%以下である。(ただし、60秒を超える場合を除く。)</p> <p>③ 遅延時間が標準遅延時間の75%未満又は125%を超える。(ただし、60秒を超える場合を除く。)</p>	
<p>(音響装置の音圧関係)</p> <p>主音響装置の音圧が規定値の80%未満である。</p>	<p>(音響装置の音圧関係)</p> <p>① 主音響装置の音圧が規定値の80%以上95%未満である。</p> <p>② 主音響装置以外の音響装置の音圧が規定値の80%未満である。</p>	<p>(音響装置の音圧関係)</p> <p>① 主音響装置の音圧が規定値の95%以上規定値未満である。</p> <p>② 主音響装置以外の音響装置の音圧が規定値の80%以上規定値未満である。</p>	
<p>(試験機能関係)</p> <p>火災表示試験、導通試験、注意表示試験等に係る装置を操作中に他の回線からの火災信号を受信しない。</p>	<p>(試験機能関係)</p> <p>① 試験装置(火災表示試験、導通試験、注意表示試験、ガス漏れ表示試験、予備電源試験、無線設備発信状態確認等に係る装置をいう。以下同じ。)を操作したとき、機能が正常に作動しない。(火災表示ができ</p>	<p>(試験機能関係)</p> <p>① 遠隔操作機能、自動試験機能又は遠隔試験機能が正常に作動しない。(当該試験機能を除く火報機能に影響のないものに限る。)</p> <p>② ロータリスイッチのつまみの位置ずれがある。</p> <p>③ 電気計器の精</p>	

	るものに限る。) ② 遠隔操作機能、自動試験機能又は遠隔試験機能が正常に作動しない。(火災表示ができるものに限る。)	度が許容差を超え許容差の2倍以下である。 ④ 電気計器が機能不良である。	
(構造関係) 火災信号を受信又は火災表示しないおそれのある断線、接触不良、部品の欠落その他の致命的な不良がある。	(構造関係) 火災信号を受信したとき、火災表示に影響を及ぼすおそれのある部品取付等重不良がある。	(構造関係) ① 火報機能(火災信号を受信又は火災表示する機能を除く。)に影響を及ぼすおそれのある部品取付等軽不良がある。 ② 附属装置の機能に影響を及ぼすおそれのある部品不良又は部品取付等重不良がある。(火報機能に影響のないものに限る。) ③ 火報機能に影響を及ぼすおそれのある傷又は異物の残留がある。 ④ 機能に影響を及ぼすおそれのある錆がある。	(構造関係) ① 火報機能に影響を及ぼすおそれのない部品取付等軽不良がある。 ② 附属装置の機能に影響を及ぼすおそれのある部品不良又は部品取付等軽不良がある。(火報機能に影響のないものに限る。) ③ 機能に影響を及ぼすおそれのない錆がある。
	(表示関係) 火災表示する機能に重大な支障を生じるおそれのある表示の誤記又は未記入がある。	(表示関係) ① 規格、細則等に規定されている表示の誤記又は未記入がある。(第1欠点に該当するものを除く。) ② 火災表示する機能に支障を生じるおそれのある表示の誤記又は未記入がある。	(表示関係) 第1欠点又は第2欠点に該当しない表示の誤記、未記入、又は不鮮明なものがある。

※ この表における用語の意義は、次によるものとする。

- (1) 火災信号 火災表示信号、火災表示若しくは注意表示をする程度に達した旨の火災情報信号又はガス漏れ信号を含む。
- (2) 火報機能 火災報知設備又はガス漏れ火災警報設備としての監視、警報、火災表示試験、注意表示試験、導通試験、自動試験機能、遠隔試験機能等の機能をいう。
- (3) 火災表示 主音響装置、副音響装置、火災灯、ガス漏れ灯、地区表示装置、地区

音響鳴動装置等をいう。

- (4) 注意表示 注意灯、注意音響装置、注意に係る地区表示装置等をいう。
- (5) 附属装置 火災機能に係る装置以外で機器に組み込まれる装置をいう。
- (6) 附属機器 火災機能に係る装置以外で機器に組み込まれない機器をいう。
- (7) 部品取付等重不良 部品に係る損傷若しくは過不足、配線に係る断線、接続不良、はんだ付忘れ、てんぷらはんだ若しくはラッピング不良（ゆるみ又は回数が3未満）その他不良をいう。
- (8) 部品取付等軽不良 部品の取付状態不良、配線状態不良、ゆるみ止め忘れ、配線に係るはんだ付不良（はんだ付忘れ及びてんぷらはんだを除く。）若しくはラッピング不具合（回数が3以上6未満）、ヒューズの容量違いその他の不良をいう。

附 則（平成29年3月17日）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。





検定業務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成29年4月25日

日本消防検定協会  
理事長 坂井 秀司

検定業務規程の一部を改正する規程

検定業務規程（昭和43年10月15日制定）の一部を次のように改める。

第5条第4項中「超える数の見本」を「超える数の見本及び社内検査の結果を記載した書類」に改める。

第35条第7項に次のただし書を加える。

ただし、第1項の不良品が製品の機能に支障を生じないことが明らかなものその他協会が型式適合検定を停止する必要がないと認めたものにあつては、この限りでない。

附 則（平成29年4月25日）

この規程は、平成29年4月25日から施行する。





受託評価業務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成29年4月25日

日本消防検定協会  
理事長 坂井 秀司

#### 受託評価業務規程の一部を改正する規程

受託評価業務規程（平成25年2月25日制定）の一部を次のように改める。

第29条第1項中「されない場合」を「されない場合若しくは当該書類を確認の結果、内容に不備等があると認められる場合」に改める。

第35条第1項中に次のただし書を加える。

ただし、変更内容が工場設備概要調書（その3）（別記様式第6号）の受検場詳細図に記載された検査設備等のレイアウト変更等であって、協会が型式適合評価の実施に支障がないものと認めるものについては、変更後に提出することができる。

第38条第1項中「第19条第2項」を「第19条第3項」に改める。

第48条中「製品の梱包箱」を「型式取得者は、製品の梱包箱」に改め、「あらかじめ」の下に「、受託評価の表記に関する届出（別記様式第38号）1部を」を加え、「その旨の届出を行う」を「提出する」に改める。

第50条第2項中「別記様式第38号」を「別記様式第39号」に改め、同条第3項中「別記様式第39号」を「別記様式第40号」に、「別記様式第38号」を「別記様式第39号」に改める。

第54条第5項中「型式取得者」の下に「又は確認評価依頼者」を加え、同条第6項中「型式取得者」の下に「又は確認評価依頼者」を加え、同条第10項中「に掲げる次項に関する」を「の」に、「当該製品の」を「第8項の規定により停止している」に改め、同条第11項中「後、第1項の製品の」を「により」に改め、「型式適合評価」の下に「又は確認評価」を加え、「実施」を「再開」に改め、同条第12項中「当該消防用機械器具等に係る型式承認を受けた者」を「第1項の型式取得者又は確認評価依頼者」に改め、同条第8項を次のように改める。

8 協会は、前項の対策が十分であると認めるまでは、第2項の型式に係る型式適合評価

又は確認評価を停止するものとする。ただし、第1項の不良品が製品の機能に支障を生じないことが明らかなものその他協会が型式適合評価又は確認評価を停止する必要があると認めた場合にあつては、この限りでない。

附表第5中

「

消防用結合金具	刻印
---------	----

」を

「

消防用結合金具	刻印又は合格の表示の様式をレーザーの照射により、製品本体に印刷（以下「レーザー印刷」という。）
---------	---

」に、

「

消防用接続器具	刻印
---------	----

」を

「

消防用接続器具	刻印又はレーザー印刷
---------	------------

」に、

「

特殊消防ポンプ自動車及び特殊消防自動車に係る特殊消火装置	刻印
------------------------------	----

」を

「

特殊消防ポンプ自動車又は特殊消防自動車に係る特殊消火装置	刻印
------------------------------	----

」に、

「

屋内消火栓設備の屋内消火栓等	貼付
----------------	----

」を

「

屋内消火栓設備の屋内消火栓等	貼付、刻印又はレーザー印刷
----------------	---------------

」に改める。

附表第6中「品質評価、特定機器評価及び確認評価の刻印による合格の表示」を「品質評価、特定機器評価及び確認評価の刻印又はレーザー印刷による合格の表示」に、「認定評価の刻印による合格の表示」を「認定評価の刻印又はレーザー印刷による合格の表示」に改める。

別記様式第39号を別記様式第40号とし、別記様式第38号を別記様式第39号とし、別記様式第37号の次に次の1様式を加える。



附 則（平成29年4月25日）

- 1 この規程は、平成29年4月25日から施行する。
- 2 この規程施行の際、現にこの規程による改正前の受託評価業務規程第48条の規定により提出されている受託評価の表記に関する届出は、この規程による改正後の受託評価業務規程第48条に基づいて提出されたものとみなす。

# I S O 国際会議報告

# ISO/TC21/SC2及びISO/TC21/SC2/WG1&WG3 国際会議報告

消火・消防設備部消火設備課 齋藤英樹

## ○ はじめに

ISO/TC21（消防機器等に関する専門委員会）では、消防設備等に関する国際規格の策定を行っている。

また、TC21の分科会であるSC2では、消火器に関する規格（技術基準及び設置基準等）の策定を行っている。

TC21及びSC2へは、昭和54年11月の米国フェニックス会議から審議に参画しており、国際規格の策定過程等において、国際規格案と国内規格との比較検討、国際規格案に基づく実験等を行い、建設的な意見を提出してきたところである。

## ○ 報告概要

### ・ SC2/WG1&WG3

WG1ではISO7165（手提式消火器規格）、WG3ではISO11601（車載式消火器）について審議を行っている。本年度のベルリン国際会議では、WG1&WG3ともに主に米国が提案した新規クリーンエージェン特消火薬剤（案）及び233B（7.32 m<sup>2</sup>）を超えるB火災模型について審

議を行った。新規クリーンエージェン特は、新たに付属書に追加するための検討することに合意した。また、233Bを超えるB火災模型については、次回、会議までに米国が草案を作成し審議をすることとなった。

### ・ SC2

ISO/TS11602-1（選択と設置）、ISO/TS11602-2（点検と保守）について平成29年6月にSR投票（日本：賛成投票）があり、賛成多数で維持することが確認されたが一部コメントがあったためWG4を再立ち上げして、定期見直しをすることに同意した。

SC6とSC2とのリエゾンでSC6/WG4（泡消火薬剤）のClass A foam testsが検討しているドラフトについて、SC2/WG1でも検討し、クラスAの火災に限定しコメントを提出することとなった。

## I ISO/TC21/SC2/WG1 & WG3

### 1. 日 時

平成29年9月5日(火)

9:30~12:00 13:00~17:00  
(SC6との共同作業)

### 2. 場 所

DIN (ドイツ規格協会) (ドイツ連邦共和国・ベルリン)

### 3. 出席者 16名

Fred Goodnight SC2議長(米国)、Steve Evans WG1コンビーナ(英国)、Bradford Colton WG3コンビーナ(米国)の他に、フランス、オランダ、カナダ、ベルギー、中国、韓国の出席があった。

日本の出席者は、渡邊良夫(国内SC2委員長)、齋藤英樹(国内SC2/WG主査)。

### 4. 議 事

#### WG1の審議

WG1では手提式消火器(ISO7165)の国際規格等に関する審議を行っている。

当該国際会議では主に新規クリーンエージェント及び233B(7.32m<sup>2</sup>)を超えるB火災模型について多くの時間かけ審議した。両提案とも米国からの提案であった。

主な審議の経緯については以下のとおりである。

#### (1) ISO7165の更新

7月に第3版が刊行され、インターネットで掲載されていることを確認した。

#### (2) 新規クリーンエージェント

新規クリーンエージェントについて、米国から説明があった。

2000年頃から、ハロン1211に変わる消火薬剤の開発が始まった。その後、中断されたが、2009年に航空機関連の業界からの関心が高まり、再度、開発が始まった。航空業界は、ハロン1211に変わる消火剤としてハロン1211よりも軽量化と省スペース化を必要としていた。そこで、新規クリーンエージェントは、必要とされる能力と環境特性を有していた。

UL及びFAA(連邦航空局)の基準に基づき試験を行っている。

ULでは、消火器で5B模型(1.15m<sup>2</sup>)を3回連続で消火し、且つ-40℃の消火器を用いて2B模型(0.45m<sup>2</sup>)を消火する。

FAA(連邦航空局)では、Hidden Fire Testという試験がある。この試験は、テロリストが航空機の座席シートにガソリンを放射し、点火することを想定した消火器による消火試験である。また、航空機は密閉空間であるから、消火器の消火の際に発生した毒性について評価する試験としてSeat/fire toxicity testがある。

薬剤の特性としては、大気中の残存期間がハロン1211では16年だったが、新規クリーンエージェントは7日間である。また、地球温暖化への影響は、ハロン1211が1750年であるが、新規クリーンエージェントは、0.26年である。

毒性については、新規クリーンエージェントに暴露された場合、5分後の血液への影響は、人体が影響を受ける基準値よりも低い。

問題点は、空気の湿気で反応してしまうことである。

以上が概要である。

→既に、他のクリーンエージェントの付属書が既に盛り込まれていることから、新たな付属書として追加する。ただし、空気は推進剤として、不適である。空気を推進剤として使用しないように訂正された。

### (3) ISO7165とEN3との比較

ISO7165は、EN3の規格をほとんど採用しており、規格を比較することにより、共通点を一本化することが目的である。

→EN3だけではなく、他の国際規格でも比較するほうがよい。またEN3は、現在更新作業中であることから、作業が終了次第、他の国際規格を含めた比較検討を始めることとなった。

### (4) 消火薬剤質量による要件から性能

に基づく要件へ

ISO7165は、消火薬剤質量の基準を定めているが、消火薬剤質量よりも性能に移行すべきである。

→欧州では、消火薬剤質量に基づいており、消火薬剤質量と能力は密につながっている。従ってEN規格では、消火薬剤質量と能力の均衡を保っている。ULでは、最低放射時間を設定している。また、建物に設置する際、歩行距離が制限されている。

今後、審議を継続する。

### (5) 233B (7.32m<sup>2</sup>) を超える火災模型

審議の経緯に入る前に、ISO7165付属書Aについて解説する。ISO7165では、B火災模型は、最大で233Bまでであるが付属書Aでは、144B (4.52m<sup>2</sup>) を超える消火試験は行わない。例えば、233Bの消火能力がある消火器を試験する場合、通常は、申請された能力単位である233Bの消火試験を実施するが、付属書Aでは、233Bの消火試験は行わず、それよりも小さい144Bなどで放射試験及び消火試験を実施し、そのデータを用いガイス理論の計算により判定する方法となっている。付属書Aは、過去に日本が提案した規格である。

審議の経緯は、233Bを超えるB火災模型について、米国より説明があった。まず、前回の神戸国際会議

で、233B を超える B 火災模型について検討することが、決議事項になっていることを確認した。

付属書 A に記載されている計算例をもとに計算を実施したが有益な結果が得ることができなかったこと、また、EN 規格と UL 規格で薬剤量、放射時間、B 種火災模型等などについての相違点について解説があった。消火試験は、EN 規格での火災模型 IV B (約10m<sup>2</sup>) の説明があった。

→ EN 規格は、今後改訂しても現状の火災模型を大きくするつもりはない。ガイス理論で消火試験をしないで377B まで計算で可能であるし、簡単である。米国では、高性能消火器の要求があれば、要求に応える。まずは、粉末で進展させたい。

また、付属書 A は日本提案により採用されており、提案の経緯について次回の会議で報告して欲しい。

#### (6) SC6との共同作業について

SC6と SC2で SC6/WG4 (泡消火薬剤) の Class A foam tests について検討した。

→ SC2/WG1でも検討し、クラス A の火災に限定しコメントを提出することとなった。

## II ISO/TC21/SC2

### 1. 日 時

平成26年 9 月 6 日(水) 11:00~12:00

### 2. 場 所

DIN (ドイツ規格協会) (ドイツ連邦共和国・ベルリン)

### 3. 出席者 16名

Fred Goodnight SC2議長(米国)、Steve Evans WG1コンビーナ(英国)、Bradford Colton WG3コンビーナ(米国)の他に、オランダ、カナダ、ベルギー、中国、韓国の出席があった。

日本よりの出席者は、渡辺良夫 (国内 SC2委員長)、齋藤英樹 (国内 SC2/WG 主査)。

### 4. 報告書添付資料

・ N461 Resolutions (仮訳は本報告書内に掲載)

### 5. 議 事

#### 5-1. 開会

Fred Goodnight SC2議長より開会が宣言された。

#### 5-2. 出席者の点呼

自己紹介を行い、出席者の点呼とした。

- 5-3. 議事次第の採択  
N456 Agenda の確認を行った。
- 5-4. 編集委員指名  
フランスからの出席者が不在のため英語版議事録のみ作成することとした。
- 5-5. ISO3941について  
定期見直し投票の結果、変更することなく再確認された。
- 5-6. ISO/ TS11602-1・ISO/TS11602-2について  
ISO/TS11602-1（選択と設置）、ISO1/TS1602-2（点検と保守）についてSR投票があり、賛成多数で維持することが確認されたが一部コメントがあったためWG4を再立ち上げして、定期見直しをすることになった。
- 5-7. TC21/SC6リエゾンの報告  
クラス A の火災試験に限定し、コメントがあれば10月31日までに提出する。
- 5-8. WG1からの報告  
新規クリーンエージェントは、使用可能な推進剤を明確にし、新しい付属書に適用する。これらを反映した書面が起草される。
- 今後の課題として、EN3や他の国際規格との比較や、消火薬剤質量による要件から性能に基づく要件、233B を超える B 火災模型について審議が必要である。
- 5-9. WG3からの報告  
WG1と同じ。
- 5-10. TC21/SC2の新しい議長  
現在 WG1 のコンビーナである Steve Evans 氏が SC2 の議長として選任された。
- 5-11. 会議決議事項の承認  
会議決議事項を以下のとおりとしたい。  
**N461-SC2 Resolutions-Berlin, Germany, 2017**  
**Resolution 1**  
TC21/SC2 は、HBFO-1233xfb の新しい薬剤の付属書を ISO7165 及び ISO11601 に組み込むことに同意します。HBFO-1233xfb 付属書の草案である N1017 への変更には、空気が推進剤として許可されないという要件が含まれる。ISO 7165 の中で付属書を参照する部分について変更が実施されることが認識されている。  
**Resolution 2**  
TC21/SC2 は、空気を推進剤と

して使用しないように、ISO 7165のクリーンエージェント付属書を変更することに同意する。

#### Resolution 3

SC2は、HBFO-1233xfbが可燃性であることを示す Safety Data シート (SDS) を含む2つの Web サイトが、これらの可燃性および火災試験を実施した結果、SDS に誤りがあることを認識した。

#### Resolution 4

TC21/SC2は WG1 及び WG3 を通じて、ISO7165および ISO11601 の改訂を継続していくよう合意し、次回の会議までに改正案を提出するよう各国に要求する。

#### Resolution 5

TC21/SC2は、放射量が1.6kg/s を超える粉末消火器及び放射量の規格により、今後、開発される他の消火薬剤にも適用する233B を超えるクラス B の火災モデルを調べることに同意する。米国代表団が次回の会議で議論の提案書を作成し提出することに同意する。

#### Resolution 6

TC21/SC2は、クリーンエージェント付属書が ISO11601 から削除され、認められる消火薬剤の場合、ISO7165クリーンエージェント付属書を参照することに同意する。今後削除される付属書を

参照した ISO 11601の部分に追加及び変更が行われることが認識されている。

#### Resolution 7

TC21/SC2は、WG4の再立ち上げに同意し、日本側の最終合意が条件付きで日本代表団の渡邊良夫氏をコンビーナと認めます。

ISO11602-1及び11602-2の定期見直しを担当する。

#### Resolution 8

TC21/SC2は、WG1のコンビーナとして Steve Evans 氏及び WG3 のコンビーナとして Bradford Colton 氏を再任し、2018年から任期を3年間延長することに同意する。

#### Resolution 9

TC21/SC2は、2018年に他の TC21分科会と同時開催することに同意します。

#### Resolution 10

TC21/SC2は TC21/SC6によって開発された Class A 発泡試験のドラフトを TC21/SC2/WG1に回覧し、レビューとコメントを行うことに同意する。コメントはクラス A の火災試験に限定し、WG1のコンビーナに10月31日までに提出する必要があります。

#### Resolution 11

TC21/SC2は、TC21/SC2会議と

催しの際のもてなしの心を主催国  
ドイツの事務局に感謝の意を表し  
ます。

5-13. 閉会

Fred Goodnight SC2議長より閉  
会が宣言された。

5-12. 次回の会議

未定である。

# ISO/TC21/SC3/WG24国際会議報告

警報設備部報知設備課長 明石 勉

## 1 はじめに

ISO/TC21/SC3/WG24 は、ISO/TC21 (消防機器に関する専門委員会) の下、SC 3 (火災感知及び警報システム分科会) の下、ビデオ火災感知器の国際規格について議論する作業部会である。

## 2 報告概要

昨年 8 月のカナダ・トロントでの国際会議開催後、本年 6 月に ISO TS7240-29が発行された。

それを基に、平成29年 9 月 5 日にドイツ・ベルリンで開催された会議に参加することとなった。

## 3 日 時

平成29年 9 月 5 日(火) 9:30~12:15

## 4 場 所

DIN (ドイツ規格協会) (ドイツ連邦共和国・ベルリン)

## 5 出席者

### (1) 日 本

恵崎氏 (消防庁予防課)、阿部氏 (SC3国内委員長)、吉木氏 (国内WG24主査)、中村氏 (通訳)、明石

### (2) 海 外

コンビナー代理 : Keith 氏 他 7 名

## 6 議事

(1) Issac Papier 氏のコンビナー再任及び Peter Mundy 氏の事務局への新任が承認された。

(2) WG24の作業部会の維持及びVFD-TSに係る設置基準の策定の提案をSC3にすることとなった。

(3) 設置基準の策定には、現在のWG24のメンバーが参加することとなった。

(4) 設置基準を策定するにあたり、必要であれば設置に関する高度な知識を持つ専門家をWGへの参加要請を行うこととなった。

(5) 設置基準の策定にあたり、ISO TS7240-29の追加項目として設置基

準を追加することとなった。

- (6) 設置基準に含める項目は、トロント会議での決定事項の17項目について作成することとなった。

- (7) 設置基準に含める項目については、優先順位をつけず17項目全ての項目について検討を行うこととなった。

# ISO/TC21/SC3国際会議報告

警報設備部報知設備課長 明石 勉

## 1 はじめに

ISO/TC21/SC3は、ISO/TC21（消防機器に関する専門委員会）の下、火災感知及び警報システムの国際規格について議論する分科会である。

## 2 報告概要

昨年8月のカナダ・トロントでの国際会議開催後、国内においては、今年8月にSC3の各WG(作業部会)主査より活動報告があり、それを基に、平成29年9月6日にドイツ・ベルリンで開催された会議に参加することとなった。

## 3 日 時

平成29年9月6日(水) 9:30~14:00

## 4 場 所

DIN（ドイツ規格協会）（ドイツ連邦共和国・ベルリン）

## 5 出席者

### (1) 日 本

恵崎氏（消防庁予防課）、阿部氏

（SC3国内委員長）、吉木氏（国内WG24主査）、中村氏（通訳）、明石

### (2) 海 外

コンビナー：Keith氏 他15名

## 6 議事

### (1) 各WG コンビナーからの報告

① WG4（受信機）：ISO7240-2は、FDIS投票中であり、承認が得られればISO7240-4と同時発行を目標としている。

② WG6（煙感知器）：ISO7240-7は、DIS投票が行われている。また、ISO7240-17は改訂作業を開始した。

③ WG7（熱感知器）：ISO7240-5は、DIS投票の結果を受け、草案を規格発行のためISO事務局に送付した。

④ WG12（通報装置）：ISO7240-21は、EN54-12の見直し作業のため全ての作業を中止している。

⑤ WG13（コンパティビリティ）：ISO7240-13は、EN54-13の改訂に

に伴い改訂の準備中である。

- ⑥ WG14 (ダクトサンプリング装置) : ISO7240-22は、規格発行準備中である。そのためWGの解散を要求する。
  - ⑦ WG15 (音響設備及び警報装置) : ISO7240-3は、EN54-3の改訂作業の終了を待っている段階である。
  - ⑧ WG20 (CO + 煙 + 熱感知器) : ISO7240-27は、FDIS投票が開始される予定である。
  - ⑨ WG22 (無線接続式機器) : ISO7240-25は、CEN72で改訂作業中の為、改訂作業の開始を遅らせている。
  - ⑩ WG24 (ビデオ火災感知器) : TS7240-29が発行された。
  - ⑪ WG25 (信号) : ISO8201の最終のFDIS草案をISO事務局に提出した。
  - ⑫ WG26 : ISO7240-18は、規格発行準備中である。そのためWGの解散を要求する。
- (2) コンビナーの再任
- ① Graham Simons氏がWG4のコンビナーに再任された。
  - ② Bernard Laluevein氏がWG7、WG20及びWG25のコンビナーに再任された。
  - ③ Isaac Papier氏がWG24のコンビナーに再任された。

(3) 決議事項

- ① 決議307ベルリン2017  
ISO/TC21/SC3は、会議に対し開催地とすばらしい支援を提供頂いた、主催者であるDIN及びスポンサーに感謝の意を表した。
- ② 決議308ベルリン2017  
ISO/TC21/SC3は、ISO7240-5を発行段階に進めるというWG7の提案に合意した。
- ③ 決議309ベルリン2017  
ISO/TC21/SC3は、ISO7240-21を改訂するプロジェクトをEN54-21の発行を待つ間中止すること、及びWG12を解散することに合意した。
- ④ 決議310ベルリン2017  
ISO/TC21/SC3は、ISO7240-13の改訂のため、新作業項目を開始し、WG13へ専門家を招集することに合意した。
- ⑤ 決議311ベルリン2017  
ISO/TC21/SC3は、ISO7240-22の発行を受けて、WG14を解散することに合意した。
- ⑥ 決議312ベルリン2017  
ISO/TC21/SC3は、ISO7240-3の改訂作業を開始し、WG15へ専門家を招集することに合意した。
- ⑦ 決議313ベルリン2017  
ISO/TC21/SC3は、ISO7240-7の高温高湿試験の湿度レベルを

ISO7240-27に適用し FDIS を開始することに合意した。

⑧ 決議 3 1 4 ベルリン 2 0 1 7

ISO/TC21/SC3は、決議事項304を修正し、VFD の設置基準を提供するため WG24の下に、ISO TS 7240-30草案策定のため予備作業項目を開始することに合意した。

⑨ 決議 3 1 5 ベルリン 2 0 1 7

ISO/TC21/SC3は、近い将来の ISO7240-18の発行を反映し、WG 26を解散することに合意した。

⑩ 決議 3 1 6 ベルリン 2 0 1 7

ISO/TC21/SC3は、EN14604と比較する必要がある、ISO12239のサンプル数の不一致を解消する改訂のため、また ISO に取り込む目的で EN の改訂において未解決と

なっている修正について検討するため、決議事項298を修正し、新作業項目を開始し、また WG3へ 専門家を招集することに合意した。

⑪ 決議 3 1 7 ベルリン 2 0 1 7

ISO/TC21/SC3 は、Bernard Laluevein 氏を WG7、WG20及び WG25 のコンビナーとして3年間、Isaac Papier 氏を WG24のコンビナーとして3年間再任すことに合意した。

(4) 次回開催について

次回開催は、2018年9月初旬にアメリカ・ミネソタ州ミネアポリスでの開催を予定している旨、事務局より報告があった。

以 上

# ISO/TC21/SC5国際会議報告

消火・消防設備部消火設備課 小林 左門

## 1 会議の開催概要

第40回 ISO/TC21/SC5ベルリン会議

は、以下のように開催された。

### (1) 日 時

平成29年9月4日(月)～6日(水)

### (2) 会 場

ドイツ連邦共和国 ベルリン市  
ドイツ規格協会 (D I N) 会議室

### (3) 参加者 (敬称略)

議 長

Peter W. Thomas アメリカ合衆国

事務局

Louis J. Guerrazzi アメリカ合衆国

委 員

Chris Gill ルクセンブルク

Peter Kempf ドイツ

Bzdega Frank ドイツ

Luger Tegeler ドイツ

Claude P. Bosio アメリカ合衆国

David B. Fuller アメリカ合衆国

Scott Franson アメリカ合衆国

Kerry M. Bell アメリカ合衆国

John Stempo アメリカ合衆国

Tanklevskiy Leonid ロシア

Bylinkin, Vladimir ロシア

Leber Al (Fred) カナダ

Perez Reuben イスラエル

Boniface juma ケニア

Park, Yong-Hwan 韓国

吉葉 裕毅雄 日本

小林 左門 日本

君和田 貴子 (通訳) 日本

## 2 議 題 (事前に提出されたアジェンダ・承認されたもの)

順番	内容	
①	委員の紹介	Peter Thomas
②	開始の挨拶	Peter Thomas
③	議題の承認	Peter Thomas
④	第39回 ISO/TC21/SC5ノーウッド会議議事録の承認	Louis Guerrazzi
⑤	各書類の現況について	Louis Guerrazzi

⑥	リエゾンレポート TC21/SC6とのリエゾン TC92（防火安全技術）/SC4とのリエゾン TC224（飲料水の供給及び汚水システム）とのリエゾン	John Stempo Louis Guerrazzi Chris Gill
⑦	ISO の手順及び情報	Louis Guerrazzi
⑧	ワーキンググループ9～WDの見直し～ 6182-1 スプリンクラー規格の統合計画 6182-15 電気起動式スプリンクラー	Kerry Bell
⑨	ワーキンググループ10～WDの見直し～ 6182-3 乾式弁 6182-16 ポンプ逃がし弁 6182-17 排圧弁	Chris Gill
⑩	ワーキンググループ11 防火設備に関する耐震要件と評価方法	John Stempo
⑪	決議事項の確認	Louis Guerrazzi
⑫	次回会議の開催日と場所	Louis Guerrazzi
⑬	閉会の言葉	Peter Thomas

### 3 議 事

#### (1) 委員の紹介

議長 Peter Thomas から出席各委員の紹介があった。

#### (2) 開始の挨拶

開会の挨拶とホスト国のドイツ DIN に向けての感謝の意が述べられた。

#### (3) 議題の承認

事前に配付された議題案は承認され、それに沿って議事進行することになった。また、決議事項などの編集委員を Kerry bell, Peter Kempf, Louis Guerrazzi の3名が行うことになった。

#### (4) ISO/TC21/SC5ノーウッド会議議事録の承認

前回議事録が示され、内容は全会一致で承認された。

## (5) 各書類の現況について

事務局 Louis Guerrazzi から最近の規格発行状況を次の通りに説明された。

ISO6182の書類番号	ベルリン会議開始時での状態
1 スプリンクラー	2014/1/15に最新版発行、統合規格を検討中。
2 湿式アラーム弁	2012/12/1に最新版発行。
3 乾式アラーム弁	今回 WG10で原案を審議予定。
4 急速開放装置	前回ノーウッド会議で最終国際規格案が審議され、投票に付される予定。
5 デリュージ弁 (一斉開放弁)	2012/10/1に最新版発行。2017/10/15に定期見直し開始予定。
6 逆止弁	前回ノーウッド会議で最終国際規格案が審議され、投票に付される予定。
7 ESFR スプリンクラー	前回ノーウッド会議で最終国際規格案が審議され、投票に付される予定。 (最終的に6182-1に合流予定)
8 予作動式乾式アラーム弁	2017/10/8まで DIS 投票を実施中。
9 ウォータミストノズル	2015年に定期見直しを行った。
10 住宅用スプリンクラー	2014/5/14に最新版発行。 (最終的に6182-1に合流予定)
11 パイプハンガー	前回ノーウッド会議で最終国際規格案が審議され、投票に付される予定。
12 溝付き管継手	前回ノーウッド会議で国際規格案が審議され、投票に付される予定。
13 広範囲型スプリンクラー	最新版が発行された。
14 スプレーノズル	前回ノーウッド会議で審議され、発行の手続き中。
15 電気起動式スプリンクラー	新規作業項目として登録された。
16 ポンプ逃がし弁	原案が示され、今回会議で審議。
17 排圧弁	原案が示され、今回会議で審議。
18 フレキシブルスプリンクラーホース	委員会原案を現在審議中。

## (6) リエゾンレポート

各リエゾン担当者から関係の深い SC または TC とのリエゾンについて報告があった。

## ① TC21/SC6 とのリエゾン (John Stempo)

TC21/SC6 とのリエゾンについての次のような報告があった。

スペインが P メンバー、モンゴルが O メンバーに加わった。

WG7 固定式 CAF システム (主査 Andrew Kim、カナダ) が解散となった。

## ② TC92 (防火安全技術) /SC4 とのリエゾン (Louis Guerrazzi)

TC92 (防火安全技術) /SC4 とのリエゾンについて次のような報告があった。

NWIP2007-10-2 「感知器の作動時間予測」が新規作業項目となる。

## ③ TC224 (飲料水の供給及び汚水システム) とのリエゾン (Chris Gill)

TC224 (飲料水の供給及び汚水システム) とのリエゾンについては解消したが、いまだに進捗報告が来るので、改めて手続きをする。

## ④ SC5 リエゾンの新規追加・廃止・リエゾンパーソンの任命・任期延長又は満了について

SC5 と関連の深い規格とのリエゾンについて見直しは特になかった。

(注 この会議の後半で ISO/TC

153 「バルブ」 とのリエゾンを始め、Perez Reuben 氏が担当することを決議している。)

## (7) ISO の手順及び情報

事務局の Louis Guerrazzi から ISO 中央事務局からの連絡事項があった。

規格発行手続き上の新ルールができた。連絡事項の要旨は次の通り。

原則として、今までの規格化ルールに則った解説であったが、P メンバーは DIS 投票を 1 回でも見逃したら O メンバーに格下げになる。発展途上国提案の新規格開発のために TWINNING (ツイニング) が登場した。これは、副主査や、共同事務局などを組むことができる制度である。

## (8) ワーキンググループ 9 ~WD の見直し~

WG9 担当の Kerry Bell が次の規格の審議を進めた。

## ① 6182-1 スプリンクラー規格の統合計画

事前に示されたスプリンクラー統合規格案について、次のような審議を行った。

すでに発行されている規格の統合であるため、誤記の訂正を行った後、新規作業項目の投票にかけることを決議した。

## ② 6182-15 電気起動式スプリンクラー

当該規格について次のような審議

を行った。

SC3のエキスパートを迎えての審議。設置基準や作動の組み合わせ（感知器をトリガーにし、複数のヘッドを同時作動させる組み合わせ）は技術仕様書にすべきと言う意見と製造者に任せるべきと言う意見が出て、この場では結論に至らなかった。今後の規格開発の状況を見て方針を決めることで議論が終了した。

(9) ワーキンググループ10～WDの見直し～

WG10担当の Chris Gill が次の規格の審議を進めた。

① 6182-3 乾式アラーム弁

当該規格について次のような審議を行った。

寸法に関わる要求事項を現状に合わせて、様々な種類の乾式アラーム弁に対応できる書きぶりにする。

製造者が発する設置に関する情報について、バルブの設置方法をマニュアルに含めることを要求事項とした。

以上をもって DIS 投票に付すことになった。

② 6182-16 ポンプ逃がし弁

当該規格について次のような審議を行った。

用語の定義に逃がし弁は「圧力を逃がすポペット（キノコ型）の弁で

あると」いう文言を追加した。

他の ISO6182パートで規定されている項目で、このパートに適用できるものは追加し、文言を統一した。

「材質」の要求事項がないため、加えることにした。

「漏えい」の要求事項が、圧力による変形のないことを確認する試験から漏れを生じない事を確認する試験にすることにした。

ISO6182パートにおける、「品質保証プログラム」を加えた。

表示の要求事項に設定圧力範囲を加えることとした。

「ファクトリーセッティング」において出荷時の設定を明示することと、その設定を変えられるようにする要求が盛り込まれた。

付属書がないため、他の ISO6182規格同様に追記した。

以上の変更を踏まえ、CD 投票に付することになった。

③ 6182-17 排圧弁

当該規格について次のような審議を行った。

名称を「コントロールバルブ」を「レデューシングバルブ」へ。（昇圧はないため。）

他の ISO6182パートで規定されている項目で、このパートに適用できるものは追加し、文言を統一した。

「材質」の要求事項がないため、

加えることになった。

ISO6182パートにおける「品質保証プログラム」を加えた。

表示の要求事項に設定圧力範囲を加えることにした。

「ファクトリーセッティング」においてその設定を変えられるようにする要求が盛り込まれた。

付属書がないため、他の ISO6182 規格同様に追記した。

以上の変更を踏まえ、CD 投票に付することになった。

(10) ワーキンググループ11～防火設備に関する耐震要件と評価方法～

パイプシステムを含めることになる。対象は SP 配管のみならず、スプリンクラー設備全般を含む対象範囲とし、作成中に技術仕様書にするか国際規格にするか判断したい。

これを PWI に登録することになった。

(11) 決議事項の確認

Louis Guerrazzi から本会議で決議された決議事項を確認した。

～決議事項～

決議2017-1 ISO/TC21/SC5はこの週、ドイツ、ベルリンで会議を主催してくれたドイツ規格協会 (DIN) に感謝の意を表す。

決議2017-2 第40回 ISO/TC21/SC5会議の議事次第 (N809) を承認する。

決議2017-3 第39回 ISO/TC21/SC5会

議の議事録 (N810) を承認する。

決議2017-4 新規作業項目 ISO/NP 6182-1 (スプリンクラー統合規格) を登録する。

決議2017-5 国際規格案 ISO/DIS6182-3 (乾式アラーム弁) を登録する。

決議2017-6 委員会案 ISO/CD 6182-16 (ポンプ逃がし弁) を登録する。

決議2017-7 委員会案 ISO/CD 6182-17 (排圧弁) を登録する。

決議2017-8 Chris. Gill を WG10 のコンビーナとして3年間再任する。

決議2017-9 ISO/TC153「バルブ」とのリエゾンを開始リエゾンパーソンは Perez Reuben。

決議2017-10 「防火設備に関する耐震要件と評価方法」を予備業務項目 (PWI) として登録する。

決議2017-11 ISO/TC21/SC5はウェルカムパーティを提供した FM Global に感謝の意を表す。

(12) 次回会議の開催日と場所

Louis Guerrazzi より次回会議の開催日と場所について提案があったが、ここでは次回ルクセンブルクで会議を行うことで、合意した。

(13) 閉会の言葉

Peter Thomas から閉会と各委員への感謝の言葉が伝えられた。

以 上

# ISO/TC21/SC6/WG2、ISO/TC21/SC6/WG4及び ISO/TC21/SC6国際会議報告

消火・消防設備部 消火設備課  
主幹検定員 佐々木 寛

## 1. はじめに

ISO/TC21/SC6（泡・粉末消火剤及び泡・粉末消火剤を使用する消火設備）国際会議が、平成29年9月5日から7日までの3日間、ベルリン（ドイツ）にあるドイツ規格協会（DIN）で開催された。

ISO/TC21/SC6には、4つの作業部会が置かれており、今回WG2（粉末消火剤）、WG4（水性消火剤）及びWG8（車載式CAFシステム）の3つの作業部会も併せて開催された。筆者は、WG2、WG4及びSC6に出席したので、その報告を行うものである。

日本からの出席者は、野村治己氏（SC6国内委員長）、通訳のマント市子女史及び筆者であった。また、SC6については、恵崎孝之氏（総務省消防庁）、森本邦夫氏（WG8コンビナー）及び長野敏幸氏（WG8国内主査）も出席した。

## 2. 報告概要

### (1) WG2

ISO/DIS 7202（粉末消火剤）について、各国から寄せられたコメントを基に議論を行った。

日本からは、ABC粉末消火剤のリン酸アンモニウム含有量試験方法（日本方式）についての改訂を提案した。

議論の結果、提案のうち一部の英語表現を修正することで、全会一致で採用された。

### (2) WG4

ISO 7203-1（非水溶性可燃性液体用で低発泡の泡消火剤）、ISO 7203-2（非水溶性可燃性液体用で中発泡及び高発泡の泡消火剤）及びISO 7203-3（水溶性可燃性液体用で低発泡の泡消火剤）の各規格の定期見直しについて議論を行った。

日本からは、消火試験時の気温について、許容範囲が狭すぎて試験ができない時期が生じてしまうため、拡大する提案を行った。また、海水が使用できる泡消火剤の消火試験について、試験項目及び適合と判定する条件等が分かりにくいいため、記載方法等の修正が必要との意見を行った。

議論の結果、消火試験時の気温については、許容範囲の低温側で水の凍結を懸念する意見が出されたことから、日本が許容範囲を一部修正する新たな案を提出し、許容範囲を拡大することが、全会一致で採用された。また、海水が使用できる泡消火剤の消火試験については、コンビーナーが手順を図示化して追加することを提案し、全会一致で採用された。

他に、ISO 7203-3について、表面張力、界面張力及び拡散係数の試験項目は、水溶性可燃性液体用の泡消火剤の規格であるから不要ではないかとの提案が出され、全会一致で削除が決まった。併せて、削除された試験項目に関連する付属書についても削除が決まった。

ISO/WD 7203-4（クラス A 泡消火剤）についても規格策定の議論を行った。議論にあっては、コンビーナーから試験方法について、ISO/TC21/SC2（携帯用消火器）の意見

を求めたいとの意向があり、合同で作業部会を開催した。今後も必要に応じて合同で作業することになった。

### (3) SC6

WG2から報告された ISO/DIS 7202 は、全会一致で承認され、FDIS を省略して直接、規格発行段階に移行することが決まった。

WG4については、ISO 7203-1から ISO 7203-3まで 3 つの規格の定期見直しで、DIS を 2018 年 3 月までに承認する必要があることから、本会議終了後に見直しの原案を文書として配布し、各国からのコメントを募り、DIS を完成させて投票に付すことが決まった。

WG8からは、ISO 7076-6（車載式 CAF システム）について改訂を行いたいとの報告があったが、議長から当該規格は発行したばかりであるため、次回の定期見直しで改訂を行ったほうが良いとの勧告がなされ、勧告について WG8 が持ち帰り検討し、SC6 国際事務局へ報告することになった。

また、ISO 7076-1（泡混合器）及び ISO 7076-2（低膨張泡発生器）の定期見直しの投票結果について検討を行った結果、規格の改訂／修正の意見はあるものの、多くの国で承認（継続）としていることから、次

回の定期見直しまで承認（継続）することが決まった。

### 3. 場所

ベルリン(ドイツ) ドイツ規格協会

### 4. ISO/TC21/SC6/WG2 報告

#### (1) 日程

平成29年9月5日(火)10:00~13:00

#### (2) 出席者（敬称略）

（コンビーナー）

Thomas Leonhardt（ドイツ）

（国際事務局）

Zhuang Shuang（中国）

（委員）

Blake M. Shugarman（アメリカ）

Shu Li、Shuai Wang（中国）

Christian Elze（ドイツ）

Isabelle Deguerry（フランス）

Vladimir Seliverstov（ロシア）

野村 治己、マント 市子（通訳）、

佐々木 寛（日本）

#### (3) 議事資料

① WG2議事次第（案）

② ISO/DIS 7202

③ ISO/DIS 7202に対するコメント表

#### (4) 議事概要

① 参加者の確認

参加者の確認を兼ねて、出席者

が各自で自己紹介を行った。

② 開会の辞

コンビーナーから開会の挨拶があった。

③ 議事次第（案）の承認

議事次第（案）を検討し、承認した。

④ ISO/DIS 7202について

ISO/DIS 7202に対して寄せられた各国からのコメントに関して、次のとおり議論を行った。

ア ISO editing unit から、ABC 粉末消火剤のリン酸アンモニウム含有量試験方法（ドイツ方式）について、より詳細な情報が必要であるとの指摘がなされた。

コンビーナーから、必要な情報を追加したとの報告があった。

イ コンビーナーから、ABC 粉末消火剤のリン酸アンモニウム含有量試験方法（日本方式）については、前回のトロント会議で編集上の変更を行うことを了解しており、変更点について逐次検討していきたいとの方針が示された。

議論の結果、次のとおり修正することが決まった。

・pHメーターに、温度補正を追加する。

・リン酸アンモニウムの含有量を算出するための数式のうち、

定義及び記載方法を分かりやすく修正する。

ウ ISO editing unit から、序文の記載内容及び規格全般の誤記について、訂正の必要性が指摘された。

コンビーナーから訂正するとの方針が示され、序文については、最新版の序文とするよう国際事務局に指示した。

エ フランスから、毒性情報について「人体に毒性が無いことを認める」とはどのような意味か、試験機関がどのように管理するのか、OECD 又は ISO でデータがあるのかについて疑問が呈された。

議論の結果、毒性の有無を特定するための規定であり、GHS はすべての国が採用しているわけではないことから、「According to local jurisdictional requirement or local regulation for fire extinguishing」との文言を追加することになった。

オ フランスから、一部の項から時間の標準偏差が削除されているが、許容時間はどうするのかと指摘があった。

議論の結果、標準偏差が削除された時間について、許容時間を改めて規定することになった。

以上の議論の結果、DIS を修正し、直接発行段階に移行するよう SC6 に承認を求めることになった。

⑤ その他

コンビーナーから、他に議題がないことが確認された。

⑥ 次回の会議予定

次回の ISO/TC21/SC6/WG2 国際会議については、SC6 の開催に合わせ開催することが承認された。

以上で、閉会となった。

## 5. ISO/TC21/SC6/WG4 報告

(1) 日程

平成29年9月5日(火)13:00~17:00

平成29年9月6日(水)9:00~17:00

(2) 出席者(敬称略)

(コンビーナー)

Thomas Leonhardt (ドイツ)

(国際事務局)

Zhuang Shuang (中国)

(委員)

Blake M. Shugarman (アメリカ)

Shu Li, Shuai Wang (中国)

Christian Elze (ドイツ)

Isabelle Deguerry (フランス)

野村 治己、マント 市子(通訳)、

佐々木 寛(日本)

## (3) 議事資料

- ① WG4議事次第 (案)
- ② ISO 7203-1の改正案
- ③ ISO 7203-2の改正案
- ④ ISO 7203-3の改正案
- ⑤ ISO/WD 7203-4

## (4) 議事概要

- ① 参加者の確認
- ② 開会の辞

WG2と出席者が変わらなかったため、省略された（ロシアは欠席した）。

- ③ 議事次第 (案) の承認

議事次第 (案) を検討し、承認した。

- ④ ISO 7203-1について

ISO 7203-1の改正案に関して、次のとおり議論を行った。

ア 用語の定義で使われていない用語が含まれているとの指摘があった。

コンビーナーから、用語の定義はISO 7203のすべてのパートで共通しているとの説明があった。各国に確認をとり、引き続き共通化することが確認された。

イ 各泡消火剤の用語の定義で「synthetic」とあるが、削除したほうがよいとの意見があった。議論の結果、用語の定義から

「synthetic」を削除することが決まった。

ウ フッ素フリー泡消火剤が新たに定義されるが、略称をどうするのかと指摘があった。

議論の結果、仮称として「F3」とすることが決まった。

エ 使用温度の上限及び下限の温度は、メーカーで決めれば良いのかとの疑問が呈された。

コンビーナーから、使用温度の上限及び下限の温度は、メーカーが宣言すれば良いとの説明があった。

オ pseudo-plastic form concentrates は、粘度が120mPa/sを下回ると「pseudo-plastic form concentrate」である表示をしなくて良いが、実際には粘度に関係なく、一般の泡混合器を使用しているので、削除してもらいたいとの要望があった。

議論の結果、ISO7203すべてのパートで付属書に説明を加えることになった。

カ 泡の還元時間において、「characteristic value」とはどのような値か質問があった。

コンビーナーから、メーカーの申請値のことであるとの説明があった。

キ 泡の発泡倍率と還元時間の試

験回数は、何回行えば良いのかとの疑問が呈された。

議論の結果、ENでは3回平均としている、2回平均でも十分ではないかとの意見が出されたが、2回平均で良いものとして付属書に実施回数を記載することが決まった。

ク 泡の発泡倍率と還元時間の試験で、泡の放出が終わった後、コレクターは洗浄するのに、シリンダーを洗浄していないとの指摘があった。

議論の結果、洗浄するものにシリンダーを追加することに決まった。

ケ 中国から、泡の還元時間の測定で、開始時に栓を開くことになっているが、還元していない泡も泡収集器からシリンダーへ落ちてしまうため、栓に代えて125 $\mu$ mのメッシュとすることで、還元された泡溶液だけがシリンダーに落ちることになり、試験方法としてより良くなるので採用してもらいたいとの提案があった。

中国の説明では、還元時間は同じになるとの説明はあったが、規格案として文書化していなかったため、WG4として中国に規格案を文書化することを要

求するとともにその後、各国に確認を求めることになった。

コ ドイツから、泡の発泡倍率及び還元時間の測定で、容器の壁の影響を少なくすることができるとの提案した。60Lのシリンダーに直接、泡を放出する方法で、EN 1568でも似たような方法が規定されているが、ノズルは異なっているとの説明があった。放射方法は、ノズルは固定し一定の角度で、容器の円周の接線方向に放射するとのことであった。

容器の壁による2次発泡があるのではないかとの疑問が示されたが、現行の泡の収集方法でも2次発泡はあるので変わらず、この方法では1回の試験で終了させることができるとの回答があった。

議論の結果、次回の国際会議までに検討する必要がある、ドイツに対して機器及び試験方法について示すよう要求しその後、比較試験を行う必要性についても検討することになった。

サ 日本から、海水が使用できる泡消火剤の消火試験について、試験項目及び適合と判定する条件等が分かりにくいいため、記載方法等の修正が必要との意見を

行った。

コンビーナーから、ISO7203すべてのパートで手順を図示化して追加することを提案し、全会一致で採用された。

シ 日本から、消火試験時の気温について、許容範囲「(15±5)℃」では季節により気温が高過ぎたり、低過ぎたりする時もあり、試験ができない期間が生じてしまうため、「(0～40)℃」に拡大する提案を行った。

議論の結果、0℃付近では水が凍結するおそれがあり問題であるとの意見も出されたことから、日本として「(5～40)℃」とする修正案を提出し、ISO7203すべてのパートに全会一致で採用された。

ス 消火試験で記録する項目として、100% burn-back timeが入っていないが、EN規格には入っているので、追加する提案があった。

議論の結果、引き続き検討することになった。

セ 付属書Jの表にフッ素フリー泡消火剤を追加する必要があるとの意見があった。

議論の結果、そもそも付属書Jは不要ではないかとの意見も出たため、採決を行い賛成多数

で付属書Jの削除が決まった。

ソ 小規模火災試験のノズルは、どのようなノズルなのかという質問があった。

ドイツから、これはDINで定めたノズルであるとの回答があった。WG4としてDINに対して、ノズルの仕様について確認を求めることになった。

#### ⑤ ISO 7203-2について

ISO 7203-2の改正案に関して、次のとおり議論を行った。

ア 試験項目のタイトルに「泡の発泡及び還元」とあるのに、25%還元時間についての要求事項がないとの指摘があった。

還元時間を決めてもらいたくないという意見がある一方で、還元時間の測定を行ってもさほど負担が増えるわけではないので規定しても良いという意見もあったことから、採決を行った結果、賛成多数でタイトルを「泡の発泡」とすることに決まった。

イ 付属書にある高発泡泡発生器は、入手先を確保できたのかという質問があった。

コンビーナーから、EN 1568を回覧させるが、ノズル及びベンチレーターは入手可能で、プロペラは変更したため発泡倍率

が600倍から500倍に、100倍ほど少なくなるとの説明があった。

⑥ ISO 7203-3について

ISO 7203-3の改正案に関して、次のとおり議論を行った。

ア 表面張力、界面張力及び拡散係数の試験項目は、水溶性可燃性液体用の泡消火剤の規格であるから不要ではないかとの提案が出された。

議論の結果、全会一致で削除が決まった。併せて、削除された試験項目に関連する付属書についても削除が決まった。

⑦ ISO/WD 7203-4について

ISO/WD 7203-4に関してコンビーナーから、試験方法についてISO/TC21/SC2から意見を聞いたため、合同で議論することにしたとの報告があり、次のとおり議論を行った。

ア 日本から、フッ素フリーの泡消火剤は、フッ素の含有量がゼロなのか、それとも一定の許容値以下のことなのかについて質問を行った。

回答としては、フッ素の含有量はゼロとのことであった。そのため、用語の定義にフッ素が全く含まれていないことを明記する必要があるとの意見を出し、コンビーナーから検討するとの

回答があった。

イ SC2から、クラス A 泡原液の用語の定義で「synthetic」は適切ではなく削除すべきだという意見があった。

議論の結果「synthetic」は、削除することに決まった。

ウ SC2から、クラス A 燃料の用語の定義は、ISO 3941を参考にして見直したほうが良いとの意見があった。

議論の結果、用語の定義の見直しを検討することになった。

エ 腐食試験が追加されているが、その必要性について質問があった。

WG4としては、泡消火剤のタンクでの貯蔵状態における腐食ではなく、泡の状態で精密機器等に使用された場合の腐食について、その情報をユーザーへ提供するためであり、精密機器の例として、あえて航空機を加えたと回答した。

議論の結果、ISOで参考となる資料を調べ、引き続き検討することになった。

オ 消火試験は、ISO以外の規格を引用しているが、当該機関の許諾は得られたのかとの確認があった。

コンビーナーから、当該機関

の規格を引用し ISO 規格に掲載することを断られたため、そのまま掲載することはできなくなったとの報告があった。議論の結果、WD の内容を修正し、ISO 規格に掲載できる試験を検討することになった。

カ 日本から、消火試験のうち、深部浸透火災試験及び木質繊維板浸透試験とはどのような試験であるのかを質問した。

コンバーナーから、泡消火剤の浸透試験であるとの回答があったが、泡ではなく溶液の試験であることから適切なのか、泡としての試験を考えたほうが良いのではないかとの意見も出されたことから、議論の結果、WG4及びSC2ともにアイデアを考えることとし、引き続き検討することになった。また、各SCのリエゾン担当者が各国国際事務局を經由して連絡を取り合うことになった。

#### ⑧ その他

コンバーナーから、他に議題がないことが確認された。

#### ⑨ 次回の会議予定

次回の ISO/TC21/SC6/WG4 国際会議については、SC6 の開催に合わせ開催することが承認された。

以上で、閉会となった。

## 6. ISO/TC21/SC6 報告

### (1) 日程

平成29年9月7日(木) 9:00~13:00

### (2) 出席者 (敬称略)

(議長)

Zhang Shaoyu (中国)

(国際事務局)

Zhuang Shuang (中国)

(委員)

Blake M. Shugarman (アメリカ)

Robert Thilthorpe (イギリス)

Alfred Leber (カナダ)

In Cheon Jeong (韓国)

Shu Li, Shuai Wang (中国)

Christian Elze, Thomas Leonhardt  
(ドイツ)

Isabelle Deguerry (フランス)

恵崎 孝之、野村 治己、森本 邦夫、長野 敏幸、マント 市子 (通訳)、佐々木 寛 (日本)

### (3) 議事資料

① 議事次第 (案)

② 前回議事録及び決議事項

③ ISO7076-1の定期見直し投票結果

④ ISO7076-2の定期見直し投票結果

⑤ SC2からのリエゾン報告

⑥ SC5からのリエゾン報告

⑦ SC8からのリエゾン報告

⑧ ISO/TC21/SC6ベルリン会議決議事項 (案)

(4) 議事概要

① 開会の辞

議長から開会の挨拶があった。

② 参加者の確認

参加者の確認を兼ねて、出席者が各自で自己紹介を行った。

③ 議事次第 (案) の承認

議事次第 (案) を検討し、承認した。

④ 決議事項編集委員の指名

議長が Blake M. Shugarman 氏及び Thomas Leonhardt 氏を決議事項編集委員に指名した。

⑤ 前回トロント会議の議事録及び決議事項の確認

昨年開催したトロント会議の議事録及び決議事項について確認を行った。日付に誤りがあったため訂正した上で、承認した。

⑥ 国際事務局報告

国際事務局から報告が行われた。主な内容は、次のとおりであった。  
ア Pメンバーは18、Oメンバーも18である。

イ WGは、2、4、6及び8の4つである。

ウ WG4の名称を「泡消火剤」

から「水性消火剤」に変更した。

エ ISO/WD 7203-4で試験方法に

記載している ISO 以外の規格について、ISO 規格での使用許諾を求めたが、当該機関から断られた。WD に記載している試験方法に代わる新しい方法を検討している。

審議の結果、規格の改訂の進行状況について、ISO 7203-1 : 2011/NP Amd 1は、プロジェクトの名称に問題があるとの指摘があり、進行状況から削除した上で、承認した。

⑦ 各 WG からの報告

各 WG のコンビーナーから次のとおり報告が行われた。

ア WG2から、ISO/DIS 7202についてフランスからコメントが出ていたが、DIS を承認するよう報告があった。

フランスから、WG2でコメントを取り上げてもらえたので、反対する理由はないとの回答があった。審議の結果、問題はすべて解決されたため、全会一致で DIS を承認し、直接、発行段階に移行することが決まった。

イ WG4からは、

- ・ISO7203シリーズの用語の定義は、各パートで共通化することになった。

- ・ISO7203シリーズの海水が使用できる泡消火剤について、

試験項目及び適合の条件が分かるように手順を図示して追加する予定となった。

- ・国際事務局の報告のとおり、ISO/WD 7203-4で試験方法に記載している ISO 以外の規格の開示を当該機関から断られたので、別の方法を検討している。
- ・ISO/WD 7203-4の引用規格として、ISO/TC21/SC2管轄の ISO 7165を一部引用するため、ISO/TC21/SC2/WG1と 同 合 同 で話をしていくことになった。
- ・その他、フッ素フリーの泡消火剤、クラス A 泡消火剤、クラス A 泡消火剤の燃料について議論があった。と報告が行われた。

審議の結果、ISO 7203-1から ISO 7203-3まで 3つの規格の定期見直しによる改訂について、DIS を2018年 3月までに承認する必要があることから、本会議終了後に見直しの原案を文書として配布し、各国からのコメントを募り、DIS を完成させて投票に付すことが決まった。また、ISO/WD 7203-4は、内容について DIN との調整が必要であり、また、予定していた ISO 以外の規格の引用ができないた

め、試験方法についても検討が必要であるとの意見が出された。

その他の報告については、異議なく承認した。

ウ WG6から、今回会議を行っておらず、提出されたレポートに基づき国際事務局が報告した。

審議の結果、異議なく承認した。

エ WG8から、ISO 7076-6について、混合率に応じた許容範囲の変更、CAFS のクラス分けの追加及び編集上の変更について、特に反対コメントが無かったため、改訂を行いたいと報告した。

審議の結果、議長から当該規格は発行したばかりであるため、次回の定期見直しで改訂を行ったほうが良いとの勧告がなされ、勧告について WG8が持ち帰り検討し、SC6国際事務局へ報告することになった。

⑧ ISO7076-1及び ISO7076-2の定期見直し

国際事務局から、ISO7076-1及び ISO7076-2の定期見直し投票結果の説明があり、今後の対応を検討した。

TMB から、2012年に当該規格は発行したのに、2カ国しか使う予定がなく、5カ国以上使用する予定のない規格は原則として廃止

してもらいたいが、SCとして議決すれば継続することは可能であるとの説明があった。

審議の結果、中国及びロシアが先行して国内規格を発行しており、現在のところ使用予定国が増える予定はない。規格の改訂/修正の意見はあるものの、多くの国で承認（継続）としていることから、改めて採決をして、次回の定期見直しまで承認（継続）することが決まった。

#### ⑨ リエゾン報告

ISO/TC21/SC6と連携しているリエゾンであるISO/TC21/SC2、SC5及びSC8について、国際事務局から報告が行われた。

#### ⑩ 2017年版ISO 専門業務用指針に基づくISO 標準化作業の変更点

議長から、ISO 専門業務用指針が改正され、主な変更点について次のように説明があった。

ア DISの投票期間の延長ができなくなった。

イ PメンバーにDIS及びFDISの投票が義務付けられ、投票を怠るとOメンバーに格下げされる。

ウ SR（定期見直し）投票の扱いをDIS及びFDISと同様にする。

エ Pメンバーは、CIB（委員

会）投票を20%以上行わないとOメンバーに格下げされる。

#### ⑪ 今後の会議予定

次回のISO/TC21/SC6国際会議について議長から、後日決めることになるが、TC21に合わせて開催したいとの提案があり、異議なく承認された。また、議長から、次回国際会議までの間に、SC2/WG1と合同でISO/WD 7203-4についてweb会議を開催するかもしれないとのコメントがあった。

#### ⑫ その他

ア ロシアからの新機器の提案

ロシアが提案しようとしていた新機器（CO<sub>2</sub>と粉末消火剤を同時に放射するシステム）があるが、SC8（ガス消火剤及びガスを使用する消火設備）で提案した際にSC6で説明するよう指示があったとのことだが、国際事務局として承知していないとの報告があった。

議長から、ロシアに対してISOのルールに従って提案するよう伝え、国際事務局に確認するよう指示を出した。

イ WG間の連携

議長から、各WG（2、4、6及び8）間の連携について、文書で国際事務局へ提出するよう各WGに指示を出した。

## ウ e-committee の利用

議長から、TMBが各TC、SC及びWGの活動状況をe-committeeでチェックしているため、電子文書がアップロードされていないと活動していないと見なされ、解散の対象になってしまうので注意してもらいたいとの周知を行った。特に、WG6及びWG8については、解散されてしまう前に活動の証として電子文書をアップロードするよう、議長から指示があった。

## エ 議長及びコンビーナー

議長については、Zhang Shaoyu氏が今年をもって引退されるため、新議長として、現在事務局を担当している Zhuang Shuang氏が承認されたとの報告があった。

WG2のコンビーナーの Thomas Leonhardt氏は、今年で任期が切れるが、2020年までの延長が承認されたことが報告された。

WG6のコンビーナーの Li Shu氏の任期も今年で切れるが、WG6の活動実績がないため議長は、作業項目があるのかどうかで任期の延長を判断したいとの意向が示された。

## ⑬ 決議事項の承認

国際事務局及び決議事項編集委

員からベルリン会議決議事項について次のとおり説明があった。

## ア 決議181 (ベルリン1)

ISO/TC21/SC6は、会場の提供並びにSC6及び各WGの会議へ素晴らしいサポートをしてくれたDIN、ドイツ及びスポンサーの皆様に感謝の意を表する。

## イ 決議182 (ベルリン2)

ISO/TC21/SC6は、SC6トロント会議の議事録が、概ね真実であり、正しく、完全な会議の記録であることを確認し、承認する。

## ウ 決議183 (ベルリン3)

ISO/TC21/SC6は、ISO 7203-1:2011/NP Amd 1を取り下げることに同意する。

## エ 決議184 (ベルリン4)

ISO/TC21/SC6は、ISO/DIS 7202の投票結果を認め、WG2で議論したDIS投票のコメントの内容を盛り込み、反映した原案を基にして、直接規格を発行することに同意する。

## オ 決議185 (ベルリン5)

ISO/TC21/SC6は、WG4に対してISO 7203-1からISO 7203-3までの改正原案の提供を要求し、DIS投票に進めることに同意する。

## カ 決議186 (ベルリン6)

ISO/TC21/SC6は、ISO 7076-1の定期見直しの結果を認め、会議で賛成多数により、ISO 7076-1を承認(継続)することに同意する。

## キ 決議187 (ベルリン7)

ISO/TC21/SC6は、ISO 7076-2の定期見直しの結果を認め、会議で賛成多数により、ISO 7076-2を承認(継続)することに同意する。

## ク 決議188 (ベルリン8)

ISO/TC21/SC6は、Thomas Leonhardt 博士を2020年までの3年間、ISO/TC21/SC6/WG2(粉末消火剤)のコンビーナーとして、継続することに同意する。

## ケ 決議189 (ベルリン9)

ISO/TC21/SC6は、SC6での任期中における大変な努力と貢献を果たしてくれた Zhang Shaoyu 氏に感謝する。

## コ 決議190 (ベルリン10)

ISO/TC21/SC6は、他のSCの会場及び日程を確認し、それらに合わせて2018年に次回の会議を開催することに同意する。

決議事項は異議なく承認され、閉会となった。

## 7. むすびに

最後になりましたが、この会議に対してご協力いただきました一般社団法人日本消火装置工業会、ISO/TC21事務局及び協会関係者に感謝を申し上げます。

# ISO/TC21国際会議報告

消火・消防設備部 消火設備課  
主幹検定員 佐々木 寛

## 1. はじめに

ISO/TC21（消防器具）国際会議が、平成29年9月8日に、ベルリン（ドイツ）にあるドイツ規格協会（DIN）で開催された。

ISO/TC21には、6つの分科会が置かれており、今回すべての分科会も併せて開催された。筆者は、理事の大江秀敏（開催日当時）の代理として出席したので、その報告を行うものである。

日本からの出席者は、恵崎孝之氏（総務省消防庁）、通訳の君和田貴子女史及び筆者であった。また、オブザーバーとして、阿部仁一氏（SC3国内委員長）、吉葉裕毅雄氏（SC5国内委員長）、野村治己氏（SC6国内委員長）、井上康史氏（SC5/WG8国内主査）及び金谷文夫氏（ISO/TC21国内事務局）も出席した。

## 2. 報告概要

すべての議事は、異議なく承認された。また、ISO/TC21国際会議は、2年毎の開催から毎年開催に変更され、次回は2018年の9月にミネアポリス（アメリカ）で開催される予定となった。

## 3. 場所

ベルリン（ドイツ） ドイツ規格協会

## 4. ISO/TC21 報告

### (1) 日程

平成29年9月8日（金）9:30～13:00

### (2) 出席者（敬称略）

（議長）

Keith Shinn（オーストラリア）

（国際事務局）

Yong H Park（韓国）

（委員及びオブザーバー）

Louis Guerrazzi, Peter Thomas（アメリカ）

Robert Thilthorpe（イギリス）

Luciallo Borghetti（イタリア）

Chris Orr（オーストラリア）

Fred Leser, Jorge Osorio, Mahendra Prasad（カナダ）

Eyi Tae Kim, In Cheon Jeong, Jae hyun Kim, Park Dong Soon, Kim Jun Hyung（韓国）

Vakis Ioakim（キプロス）

Juma O Boniface（ケニア）

Ding Hong Jun、Zhang Shaoyu、  
Zhuang Shuang (中国)

Damir Zorcec、Maik Schmees、  
Thomas Hegge (ドイツ)

Isabelle Deguerry (フランス)

Ckacstiax Leplat (ベルギー)

Sergey Kopylov、Vera Spitcyna、  
Vladimin Selivezstar (ロシア)

恵崎 孝之、君和田 貴子 (通訳)、  
阿部 仁一、吉葉 裕毅雄、野村 治  
己、井上 康史、金谷 文夫、佐々木  
寛 (日本)

### (3) 議事資料

- ① 議事次第 (案)
- ② ISO/TC21国際事務局報告
- ③ ISO16852の管轄をISO/TC21/  
WG3からIEC/SC31Mへ移管する  
ことに対する投票結果
- ④ ISO6184の管轄をISO/TC21から  
IEC/31Mへ移管することに対す  
る投票結果
- ⑤ 各SC国際事務局報告
- ⑥ 各SCベルリン会議決議事項
- ⑦ TC21/SC2の議長にSteve T Evans  
氏を指名することに対する投票結  
果
- ⑧ TC21/SC6の議長にZhuang Shuang  
氏を指名することに対する投票結  
果
- ⑨ ISO/TC21ベルリン会議決議事  
項 (案)

### (4) 議事概要

- ① 参加者の確認  
参加者の確認を兼ねて、出席者  
が各自で自己紹介を行った。
- ② 開会の辞  
議長から開会の挨拶があった。  
その後、ドイツ規格協会のISO/  
TC21ベルリン会議担当者から歓  
迎の挨拶があった。
- ③ 決議事項編集委員の指名  
議長がPeter Thomas氏を決議  
事項編集委員に指名した。
- ④ 議事次第 (案) の承認  
議事次第 (案) を検討し、一部  
の議題を削除した上で承認した。
- ⑤ 前回ISO/TC21神戸会議の決議  
事項の確認  
2015年に開催したISO/TC21神  
戸会議の決議事項について確認を  
行った。
- ⑥ ISO/TC21国際事務局報告  
ISO/TC21事務局から過去2年  
間についての活動報告が行われた。  
審議の結果、SC6の規格の審議状  
況について誤記訂正を行った上で  
承認した。
- ⑦ リエゾン報告  
ISO/TC21と連携しているリエ  
ゾンについてISO/TC21国際事務  
局から報告が行われた。  
ア ISO/TC21へのリエゾン  
・IEC/SC31M (非電氣的防爆

製品及び防爆装置)

ISO16852の管轄を ISO/TC21/WG3から IEC/SC31M へ移管すること及び ISO6184の管轄を ISO/TC21から IEC/31M へ移管することが報告された。

- ・ ISO/TC11 (ボイラ及び圧力容器)
- ・ ISO/TC92 (火災安全)
- ・ ISO/TC92/SC4 (火災安全工学)
- ・ ISO/TC94 (個人安全—保護衣及び保護具)
- ・ ISO/TC188 (スモールクラフト)

イ ISO/TC21からのリエゾン

- ・ ISO/TC8/SC1(救命及び防火)
- ・ ISO/TC11 (ボイラ及び圧力容器)
- ・ ISO/TC58 (ガス容器)
- ・ ISO/TC92 (火災安全)
- ・ ISO/TC145/SC3(機器・装置用図記号)

ウ 国際機関及び組織とのリエゾン

- ・ EUROFEU
- ・ ILO
- ・ UNECE

#### ⑧ SC 及び WG 報告

各 SC (2、3、5、6、8 及び11) の国際事務局から SC 及び WG の過去2年間の活動並びにベ

ルリン会議決議事項について報告があった。

SC2については、ISO/TC21国際事務局から議長に Steve T Evans 氏を指名することが報告された。

SC6については、ISO 7203-1:2011/NP Amd 1として審議していた規格(案)について ISO/NP 7203-4として改めて審議することになったこと、ISO/TC21国際事務局から議長に Zhuang Shuang 氏を指名することが報告された。

#### ⑨ ISO 専門業務用指針の変更点

議長から ISO 専門業務用指針が改正されたが、ISO GD (グローバル ディレクトリ) に電子文書がアップロードされているので、各自で入手し、その内容を理解するように説明があった。

#### ⑩ FM Global によるプレゼンテーション

今回のベルリン会議のスポンサーである FM Global がプレゼンテーションを行った。プレゼンテーションの内容は、FM Global の会社案内及び業務紹介(電池火災の試験、ハザードマップの提供、適正な機器選定への助言及び規格の策定)であった。

#### ⑪ 新規作業項目

議長から、ISO/TC21として新規作業項目がないことの確認が行

われた。

⑫ 次回の会議予定

次回の ISO/TC21 国際会議について、議長から ISO/TC21 国際会議は 2 年毎に開催しているが、毎年 SC の国際会議が開かれていることから、ISO/TC21 国際会議についても毎年したらどうかとの提案があり、来年（2018 年）の 9 月にアメリカのミネアポリスで開催することが承認された。

⑬ その他

議長から、他に議題がないことが確認された。

⑭ 決議事項の承認

ISO/TC21 国際事務局及び決議事項編集委員からベルリン会議決議事項について次のとおり説明があった。

ア 決議 135（ベルリン 2017、以下省略）

ISO/TC21 は、会場の提供、日程の調整、食事並びに TC21 及び各 SC の国際会議を最大限サポートしてくれたドイツ規格協会及びスポンサーの皆様に感謝の意を表す。

イ 決議 136

ISO/TC21 は、TC21 議長として優れた役割を果たしてくれた Peter Parsons 氏の任期満了に対して、感謝の意を表す。

ウ 決議 137

ISO/TC21 は、TC21/SC6 議長として優れた役割を果たしてくれた Shaoyu Zhang 氏、同じく 2017 年末で議長職を引退される Dennis Kennedy 氏、Fred Goodnight 氏及び Thomas Hegger 氏に対して、感謝の意を表す。

エ 決議 138

ISO/TC21 は、N650 の議事次第（案）から差し替えた N654 の ISO/TC21 国際会議の議事次第（案）を承認した。

オ 決議 139

ISO/TC21 は、各 SC が現に存在しているリエゾン関係の委員会との正式なリエゾン関係を求めることについて、次回の ISO/TC21 国際会議までに報告することを要求する。リエゾンへの推薦は、ISO/TC21 国際事務局に提出すべきである。

カ 決議 140

ISO/TC21 は、ISO/TC21 国際事務局が SC8 及び SC11 に対して、各 SC の議長の指名に向けた ISO/TC21 の要求を周知することを要求する。指名は、2017 年 11 月 30 日までに ISO/TC21 国際事務局に提出すべきである。

キ 決議 141

ISO/TC21 は、TC21 及び各 SC

のためウェルカムディナーを主催し、また、新しい技術及びリスクに対する新たな解決法について、技術的なプレゼンテーションを行ってくれた FM Global に対して感謝の意を表す。

ク 決議142

ISO/TC21は、ISO 専門業務用指針を各委員が復習する必要があるため、オンラインで利用できる最近の変更点を含めた ISO 専門業務用指針に関する文書に注目するよう注意を促す。

ケ 決議143

ISO/TC21 は、ISO/TC21 国際会議を 2 年毎の現在のスケジュールから毎年行うよう変更することを承認する。

コ 決議144

ISO/TC21は、次回の ISO/TC 21国際会議を会場の確認を行った上で、各 SC と一緒に2018年 9月に、アメリカのミネアポリスで開催することを承認する。

決議事項は異議なく承認され、閉会となった。

### 検定協会からのお願い

検定協会では、消防用機械器具等について検定及び受託評価を行い、性能の確保に努めているところですが、さらに検定及び受託評価方法を改善するため、次の情報を収集しています。心あたりがございましたら、ご一報下さいますようお願いいたします。

(1) 消防用機械器具等の不動作、破損等、性能上のトラブル例

(2) 消防用機械器具等の使用例（成功例又は失敗例）

連絡先 東京都調布市深大寺東町 4-35-16  
日本消防検定協会 企画研究課  
電 話 0422-44-8471（直通）

E-mail

[kikenka@ifeii.or.jp](mailto:kikenka@ifeii.or.jp)

